

第三章 手続

第三章 手 続

第1節 指定事業者が施行する給水装置工事

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。したがって、給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水を受けられなくなり、水道施設の管理や公衆衛生に重大な影響を及ぼすなど、水道事業の運営に密接して関連しているものである。このことから、市では給水の適正を保持するため給水装置の設計及び工事は、市が適正な工事を施行できる者として認めた者（指定事業者）が施行することとしている。

1 工事施行範囲

指定事業者が施行できる給水装置工事は、配水小管の分岐部以下であるが、配水小管の分岐部から第1止水栓までの工事については、市の施設である配水管や他の埋設物の保全及び道路復旧等の適正な施工を確保するため、「本章第2節 3.2 指定事業者による配水小管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等」を満たす者が施行（指定事業者施行）する。

2 工事の種類

給水装置工事には工事内容により次の種類がある。

(1) 新 設 工 事

新たに給水装置を設置する工事

(2) 改 造 工 事

給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事

(3) 撤 去 工 事

給水装置を配水小管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

(4) 修 繕 工 事

原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事

3 給水装置の所有者の考え方

市は、給水装置の所有者を、給水装置の工事に関する文書及び電磁的記録に記載されている当該給水装置の給水装置工事申込者、施工主（工事費費用負担者）及びその承継人又所有者として届出のあった者としている。これは、給水装置の所有関係について、市が直接関与するものではなく、当該給水装置の所有権を確定するものではない。あくまでも、水道の管理上必要な相手方を把握するためであり、届出のあった書類・完成図等及びに市が施行した完成図等を、整理・保管し、給水装置の維持管理における基礎的資料として用いている。

4 完成した給水装置の引渡し

指定事業者は、完成した給水装置を注文者に引き渡すことにより、請負人として義務（債務）を履行することとなる。

ここにいう、完成した給水装置（以下「完成装置」という。）とは、注文者から提示された施行条件を備え、かつ、市から給水を受けることができるものをいう。

指定事業者は完成装置を引き渡すに当たり、注文者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件（仕様書）に基づいて行われたものであることの確認を受けること（この際に、設計変更を行った箇所等、当初の計画を変更した事項を説明し、注文者の確認を得る。）。

また、完成装置の引渡しに際し、指定事業者が注文者に行うべき事項は次のとおりである。

（１）給水装置の完成図（市に提出したもの）を交付すること。

（２）給水装置の使用方法及び維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導すること。

ア メータ、止水栓などの位置を示し、その上に物など置かないこと。

イ 蛇口コマ及びパッキンの取替えなど簡易な修繕方法（「給水装置設計・施工基準 第２節 ２器具の故障と修理」参照）。

ウ 漏水の発見及び早期予防方法（「給水装置設計・施工基準 第２節 １漏水の点検」参照）と漏水が発生した場合の対応方法（止水栓で止水し、指定事業者又市水道部に連絡するなどの適切な措置）。

エ 蛇口にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用后必ず取り外すこと。

オ 湯沸器など特殊器具の正しい使用方法。

カ 受水タンクの清掃など管理を適切に行うこと。

（３）工事に係る保証期間。

なお、請負工事の保証期間は、１箇年とすることが一般的である（民法 637 条）。

第２節 工事施行に伴う市への申込み（申請）手続等

- 1 新設・改造・撤去工事の施行承認の申込み
- 2 配水管からの分岐又は撤去工事の申込み
- 3 道路占用許可申請等、（市に委任する場合）
- 4 設計審査及び工事検査の申込み

1 給水装置工事の施行承認

1.1 給水装置工事施行承認の意義

給水装置を新設又は改造しようとするものは、あらかじめ市の承認を受けなければならない（給水条例第４条第１項）。

これは、良好な給水環境を保全するとともに、給水契約の申込みがなされた際、水道法第 15 条１項の定めにより、給水が拒否されることのないよう措置するためである。

なお、承認を得ないで施行した者には、給水条例第 42 条第 1 項の定めにより 5 万円以下の過料が科せられる。

1.2 施行承認を要する工事

- (1) 給水装置を新設する工事
- (2) 給水装置を改造、撤去する工事

1.3 承認要件

給水条例第4条第1項の承認は次の要件を満たす場合に行う（給水条例施行規程第9条）。

- (1) 当該給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水小管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (2) 当該給水装置の口径が、使用別所要水量及び同時使用率並びに量水器による適正な計量の確保を考慮して適当な大きさであること。
- (3) 量水器の設置について、給水条例施行規程第5条の2から第5条の4までの基準を満たすものであること。
- (4) その他市の給水管理に支障を及ぼさないこと。

なお、承認に当たり承認要件に適合させるために、市が当該工事の計画変更（構造変更、口径変更、受水タンクの設置等）を指示した場合、その指示に応じなければ承認をしない。

また、当該給水装置の工事場所（設置場所）に「使用見込みのない既設給水装置」がある場合は、給水条例第37条の規程に基づき、その既設給水装置を撤去すること。

1.4 事前協議

- (1) 協議対象

次に該当する給水装置を新たに設置しようとする場合は、施行承認申込の前に市と事前協議を行うこと。

- 取出し口径が配水小管又は、配水補助管口径の2段階下より大きいもの。
- 75mm増圧給水設備を設置するもの。

- (2) 提出書類

「給水装置の設置について（協議・報告）」

標題の「協議」を○で囲み、各事項を記入して提出すること。

案内図、図面、流量計算書

- (3) 回答の受理

協議書提出後、市から「給水装置の設置について（回答）」（以下「回答書」という。）により、分岐の可否について回答される。

分岐「可」の場合は、施行承認申込時に回答書の写しを提出すること。

分岐「否」の場合は、給水計画の見直しを行い、再度、協議を行うこと。

1.5 施行承認の申込方法

以下の提出書類を記入し、市水道部の受付担当者に提出すること。なお、令和7年10月1日付けで廃止となる様式（以下、「旧様式」という。）については、令和8年9月30日まで使用可能とする。ただし、一申請において現行様式と旧様式の併用は認めない。

（１）「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

ア 申込区分

（ア） 「施行承認申込み」及び「設計審査申込み」の該当する申込みについて□にチェックすること。

（イ） 工事申込み及び設計審査申込みの場合、申込区分（ ）内の工事種別の当該工種を○で囲むこと。

（ウ） お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること（「本節1.6 お客さま番号について」を参照。）。

（エ） メータ呼び径

当該給水装置に取付けるメータの呼び径を記入すること。

また、改造又は撤去工事の場合は、旧（既設）メータの呼び径も記入すること。

（オ） 工事場所

工事箇所の住所（所在地）を記入すること。

（カ） 申込者

工事を申し込む者（注文者）の住所、氏名、電話番号を記入すること。

なお、法人（官公署、会社、学校等）の場合は、法人名及び代表者名を併記すること。

また、官公署の場合は、当該装置を維持管理する職にある者を代表者としても良い。

（キ） 指定給水装置工事事業者（委任代理人）

指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、代表者名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。

イ 給水装置工事主任技術者

水道法施行規則第36条第一号に基づき、指定給水装置工事事業者に指名された給水装置工事主任技術者の氏名、免状番号を記入すること。

ウ 幹栓お客さま番号

支分栓の工事を行う場合、幹栓のお客さま番号を記入すること。（「本節1.6 お客さま番号について」を参照。）

(2) 「指定給水装置工事事業者工事調書」(以下「指定事業者調書」という。)

ア お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること(「本節 1.6 お客さま番号について」を参照。)

イ 完工予定

当該給水装置工事の完工予定年月日を記入すること。

ウ 他企業関連工事

道路の掘削を伴う給水装置工事の場合は、ガス、電気等、他企業の道路上での工事予定の有無を○で囲み、予定がある場合は、施工月日、工事担当者及び電話番号を記入すること。

エ 導水管等の布設の有無

当該工事箇所(給水管を分岐する配水小管又は給水管が敷設されている路線)が導水管等の布設路線であるかの有無について、当該事項を○で囲むこと。

オ 摘要欄及び各給水方式欄

給水装置不使用兼撤去届の提出がある場合は、その件数及びお客さま番号を摘要欄に赤色で記入すること。

また、各給水方式で必要な欄の記入及びその他必要な事項(申込等の内容により記入が必要となるもの等)を摘要欄に記入すること。

(3) 承認要件に係る事項の変更

市の承認を受けた後、承認要件に関する事項(口径変更等)を変更する場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」により手続きを行い、改めて施行承認を受けること。

(4) 承認の辞退

市の施行承認を受けた後、当該工事を取りやめる場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」により手続きを行うこと。

1.6 お客さま番号について

市が付番する又はしているお客さま番号は、市のメータを使用(貸与)しているお客さま(使用者)を特定するために1～6桁の数字で構成されている。

なお、各提出書類にお客さま番号を記入する場合は、1～6桁すべてを記入すること。

お 客 さ ま 番 号					
水 道 番 号					
1	2	3	4	5	6

2 給水装置工事を申し込む場合

配水小管から分岐し、第一止水栓までの給水装置工事の施行を申し込む場合、指定事業者(委任代理人)が工事申込みを市に行う。これを受理・承諾することによって成立する。

指定事業者は、工事申込書に記載されている「申込者の誓約事項」及び「工事申込みに当たっての注意事項」を十分申込者に説明すること。なお、給水装置工事の施行承認を要するものは、この手続きを同時に行うこととなる。

2.1 申込方法

以下の提出書類を記入し、市の受付担当者に提出すること。

(1) 提出書類及び記入方法

(ア) 工事申請申込書

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

(イ) 指定事業者調書

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

(ウ) 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（設計審査後、工事日が決まったら提出すること。） また、私道の場合は、私道掘削承諾書（任意様式：写しも可）

なお、私道掘削承諾書については、市の担当者から求めがあった場合に提出すること。

(2) 必要に応じて提出する書類及び記入方法

給水装置不使用兼撤去届

当該給水装置工事の施工により同時に撤去される給水装置（支分栓、実工事を要しない撤去、直結切替工事等に伴い親メータを撤去する場合を含む。）がある場合に提出すること。

(ア) 届出年月日、該当する工事種別の□にチェック及びお客さま番号を記入すること。

(イ) 届出者

工事申込書の申込者又は指定事業者（委任代理人）と同一となるよう記入をすること。

(ウ) 撤去給水装置

同時撤去する給水装置のお客さま番号と所有者氏名、水道所在地（工事場所）を記入すること。

また、1枚の様式で記入しきれない場合は、必要枚数を用いて記入することとし、1枚ごとに、(ア)、から(オ)を記入すること。

(エ) 撤去年月日

工事が完了した日を記入すること。

(オ) 工事申込書の余白部分に、同時撤去する給水装置のお客さま番号と撤去件数を記入すること。

(カ) 同時撤去される給水装置が各給水方式の親メータであった場合は以下によること。

(a) 直結方式（増圧直結、特例直圧、三階までの例外）の親メータの場合

各給水方式の「メータ設置（撤去）承認申請書」を給水装置不使用兼撤去届に添付して提出すること。

(b) 受水タンク方式の親メータの場合

「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」により手続すること。

(3) 設計図 ＊撤去工事を除く

設計図については、「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。

(4) 「給水装置の設置について（回答）」の写し

「本節 1.4 事前協議」による回答書の写しを提出すること。

3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合（指定事業者施行）

配水小管から分岐し、第一止水栓までの給水装置の施行は、適正な工事が行われなかった場合に水道施設を損傷したり、道路の陥没事故等を生じさせるおそれがある。

また、配水小管に汚染物質等が混入した場合、広範囲な水質事故を生じさせることとなる。

このことから、適正な施行を確保するため、指定事業者が施行する配水小管からの給水管の分岐又は撤去工事は、次の要件等を満たすものを承認する。

3.1 施行対象工事

以下の例外的な工事を除く、新設、改造、撤去工事とする。

- ・配水小管の断水を伴う工事

3.2 指定事業者による配水小管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等

（1）承認要件

ア 給水管の分岐及び配管を行う者は、当該配水管及び他の埋設物に変形、損傷その他異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること（水道法施行規則第 36 条第二号）。

イ 道路の掘削又は復旧工事について実務経験を有すること。

ウ 不陸陥没等、緊急を要する場合は直ちに出勤し必要な措置を行うこと。

（2）指定事業者の誓約事項

指定事業者は、次の誓約を厳守するものとする。

ア 工事の施行にあたっては、関係法令、条例等を厳守すること。

イ 工法その他工事に必要な事項については、市が定める「給水装置設計・施工基準」によること。

ウ 当該給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む。）に起因する損害賠償等は、申込者（注文者）と連帯して責任を負うこと。

エ 道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施行すること。

オ 道路占用許可申請手続を市に申込み（委任）した場合、道路管理者に納付する監督事務費については、通知により速やかに市へ納付すること。

カ 当該工事完了後、速やかに分岐、閉止、配管形態及び埋設深度、埋戻し、復旧それぞれの施行状況が確認できる写真を「本節 6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み」により市に提出すること。

3.3 申込方法

以下の提出書類を記入し、市水道部の受付担当者に提出すること。

（1）提出書類及び記入方法

ア 工事申請申込書

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

イ 指定事業者調書及び設計図記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

また、設計図については、「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により、分岐部分（取り出し部分）を含めた図面を作成し、提出すること。

ウ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（設計審査後、工事日が決まったら提出すること。）

私道の場合は、私道掘削承諾書（任意様式：写しも可）

なお、私道掘削承諾書については、市の担当者から求めがあった場合に提出すること。

エ 掘削及び道路復旧予定図（任意様式）

「参考資料 様式等記入例及び作成例」を参考に「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。

オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（設計審査後、工事日が決まったら提出すること。）

なお、「本節 3.3 申込方法 （1） 提出書類及び記入方法 ウ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書※道路占用手続委任」により、道路占用手続委任と同時に給水管（取付・撤去）工事承認申請または道路占用手続を申し込む場合は、新たに本様式は提出しない。

（ア）申込・申請内容

太枠内の当該申込み、申請について、該当の項目にチェックすること。

（イ）お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること（「本節 1.6 お客さま番号について」を参照。）。

（ウ）工事場所

工事箇所の住所（所在地）を記入すること。

（エ）工種

該当の工種にチェックすること。

（オ）取り出し口径 取り出し口径を記入すること。

なお、撤去工事のみの申請においても、取り出し口径欄に撤去口径を記入すること。

（カ）施工主

施工主の住所、氏名、電話番号を記入すること。

（キ）申込者（指定給水装置工事事業者）・緊急時対応責任者指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、氏名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。

（ク）給水装置工事主任技術者

主任技術者免状交付番号、氏名を記入すること。

（ケ）分岐及び配管施工者

分岐及び配管工事を施行する者の氏名を記入すること。

(2) 必要に応じて提出する書類及び記入方法

ア 給水装置不使用兼撤去届

「本節2.1 申込方法」によること。

イ 「給水装置の設置について（回答）」の写し「本節 2.1申込方法」によること。

3.4 道路管理者へ納付する監督事務費の納入

道路占用許可申請手続（都・区道）を市に委任した場合は、市が道路管理者へ納付する「監督事務費（自費復旧）」を市の請求に基づき、納付することとなる。この場合の取扱いには次による。

(1) 監督事務費の清算

市は、道路工事管理者との立会又は請求があった場合、給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入されている市指定給水装置事業者にお知らせをするので、市水道部料金収納窓口又は金融機関等の取扱い窓口に速やかに納入する。

4 道路占用許可申請等の諸届

4.1 道路の占用

公道下に給水管を布設する場合は、道路の一定部分を借用することとなり、この借用に当たっては道路管理者に届け出、許可を受けなければならない。この道路の一定部分を借用することを道路占用という。

原則として、給水管の道路占用は、当該給水管の所有者となり、道路占用に関する届出事項その他道路管理者からの指示履行も、所有者が行うこととなっている。

4.2 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

－道路法第 32 条（昭和 27 年法律第 180 号）－

① 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

二 水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件

② 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路占用の目的

五 工事実施の方法

二 道路の占用期間

六 工事の期間

三 道路の占用場所

七 道路の復旧方法

四 工作物件又は施設の構造

③ 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除くほか、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

この占用手続は、市道に布設する管の所有者等が直接道路管理者に行う。都・区道は所有者から占用手続の委任を受け市がこの事務を行う。

(1) 提出書類及び記入方法

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（申請時に必ず提出すること。）

施工主欄に委任者（工事申込者）住所及び氏名を記入すること。

(2) 委任の内容

この申込みにより、市が委任を受ける内容は、次のとおりである。

ア 道路法、都・区道路占用規則等に定める占用者の届出事務を行うこと。

イ 給水管の新設、改造又は撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除に関すること。

ウ 法令、条例により施行される道路工事等のため、給水管の移設、改造又は撤去の必要が生じた場合に、必要とする工事を施行すること。

（参考）東京都道路占用規則第 14 条

占用者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 占用者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき。
- 二 占用者である法人が解散したとき。
- 三 占用を廃止しようとするとき（第 18 条の規定による申請書を提出する場合を除く。）。

(3) 手続に要する費用

手続料を水道部料金収納窓口に入納すること。

給水管の外径

(単位: mm)

口 径	ステンレス鋼管	鉛 管	ダクタイル鋳鉄管	硬質塩化ビニル管
1 3	—	1 9	—	1 8
2 0	2 2	2 8	—	2 6
2 5	2 8	3 4	—	3 2
3 0	3 4	4 0	—	3 8
4 0	4 2	5 2	—	4 8
5 0	5 0	6 5	6 8	6 0
7 5	—	—	9 3	—
1 0 0	—	—	1 1 8	—
1 5 0	—	—	1 6 9	—
2 0 0	—	—	2 2 0	—
2 5 0	—	—	2 7 2	—
3 0 0	—	—	3 2 3	—
3 5 0	—	—	3 7 4	—

4.3 工期等を変更する場合

道路管理者等の道路占用許可書等の条件を変更する又は、超えるような事態が生じた場合は、速やかに市に報告し、指示に従うこと。

4.4 道路管理者による各企業の調整

道路を掘削する工事は水道工事のほか、ガス、電気、電話、下水道工事等がある。このため、道路管理者はこれらの工事によって、同一場所を数回にわたり掘削することのないよう、できるだけ各企業が工期を同時期にするよう、道路上工事の調整を実施している（注）。

特に、都・区道の大規模（掘削延長が長いもの等）工事については、この調整を経た後、道路占用許可申請手続をすることになっている。

また、指定事業者による各企業等との調整については、「本節 5.2 その他手続、連絡及び調整」による。

（注）調整は、道路管理者が2箇月に1回各企業を招集し、会議月の2箇月から3箇月先に施行予定のものについて行われる。
--

5 道路使用許可申請手続、各企業等への諸届

5.1 道路使用許可申請手続

指定事業者は、給水装置工事に伴って道路を掘削又は使用する場合は、事前に所轄警察署に対して道路使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

道路使用許可申請書（警視庁様式）は2部作成し提出し、そのうち1部が道路使用許可証として交付される。

なお、申請に当たっては、道路占用許可書の写しを添付する又は、事前に道路管理者から道路占用許可申請書受付済印を道路使用許可申請書に受けること。

（1）申請に必要な書類

原則、所轄警察署の指示によることとするが、一般的には「道路使用許可申請書」（警視庁様式）及び添付書類（案内図、施工図、道路占用許可書の写し等）となっている。

（2）申請書の作成

ア 申請年月日及び所轄警察署

申請年月日と提出する所轄警察署を記入すること。

イ 申請者

申請が指定事業者の場合、指定事業者の住所、名称及び代表者の氏名を記入すること。

ウ 道路使用の目的

使用目的を記入すること（例：給水管取り出し工事及び道路復旧工事）。

エ 場所又は区間

工事箇所の住所を記入すること。

オ 期間

工事期間及び施工時間（道路を使用する時間）を記入すること。

カ 方法又は形態

道路の使用延長（作業帯）及び面積、掘削延長及び面積を記入する。

または、「別添のとおり」と記入し、別紙に施工図（工事現場概略図及び作業現場の詳細図等に、道の支障延長（作業帯）及び面積、掘削延長及び面積を記入）を作成し、添付すること。

キ 添付書類

添付する書類（案内図、施工図、道路占用許可書等）と記入する。

ク 現場責任者

指定事業者の住所（所在地）、名称、現場責任者の氏名、電話番号を記入すること。

5.2 その他手続、連絡及び調整

指定事業者は、必要に応じて次の手続、連絡等を行わなければならない。

(1) 消防署に対する届出

工事に伴って道路の通行止めをするなど、消防活動上支障を及ぼすおそれのある場合は、事前に所管消防署に届出て許可を受けること。

(2) 現場付近住民への説明等

ア 工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。

イ 給水管の分岐工事等に伴い断水する場合は、断水する各戸へ断水前日までに次の事項を含め連絡し了解を得ること。

(ア) 断水月日、時間

(イ) 断水理由

(ウ) 通水後の注意

(エ) 工事名とその連絡場所

(3) 公有水面の使用

都、区、市又はその他の機関で管理している水路などに給水管を伏越し又は上越しするときは、各公有水面管理者に対して申請を行い、管理者の承認を得ること。

(4) 各企業等との調整 電気、ガス、下水等、他の工事と同じ箇所では給水装置工事を施行する場合は、施行時期及び道路復旧等について、事前に各工事施行者間で調整し、注文者の負担を軽減させるよう配慮すること。また、施行時期等を調整する際には、道路占用許可及び道路使用許可証等の各条件を遵守し、施行工程に無理のない工事計画として十分調整すること。

(5) 他の埋設物に対する措置

ア 工事施行に当たっては、各企業、他所管に属する地下埋設物の種類、規模、位置等を工事実施日の原則2営業日前までに照会して把握しておくこと。

イ 工事箇所にガス管、電線及び電話線等が埋設されている場合は、損傷を与えないよう十分注意して施行するとともに、工事実施日の原則2営業日前までに各企業管理者の受付部署へ連絡し、立会依頼を行うこと。

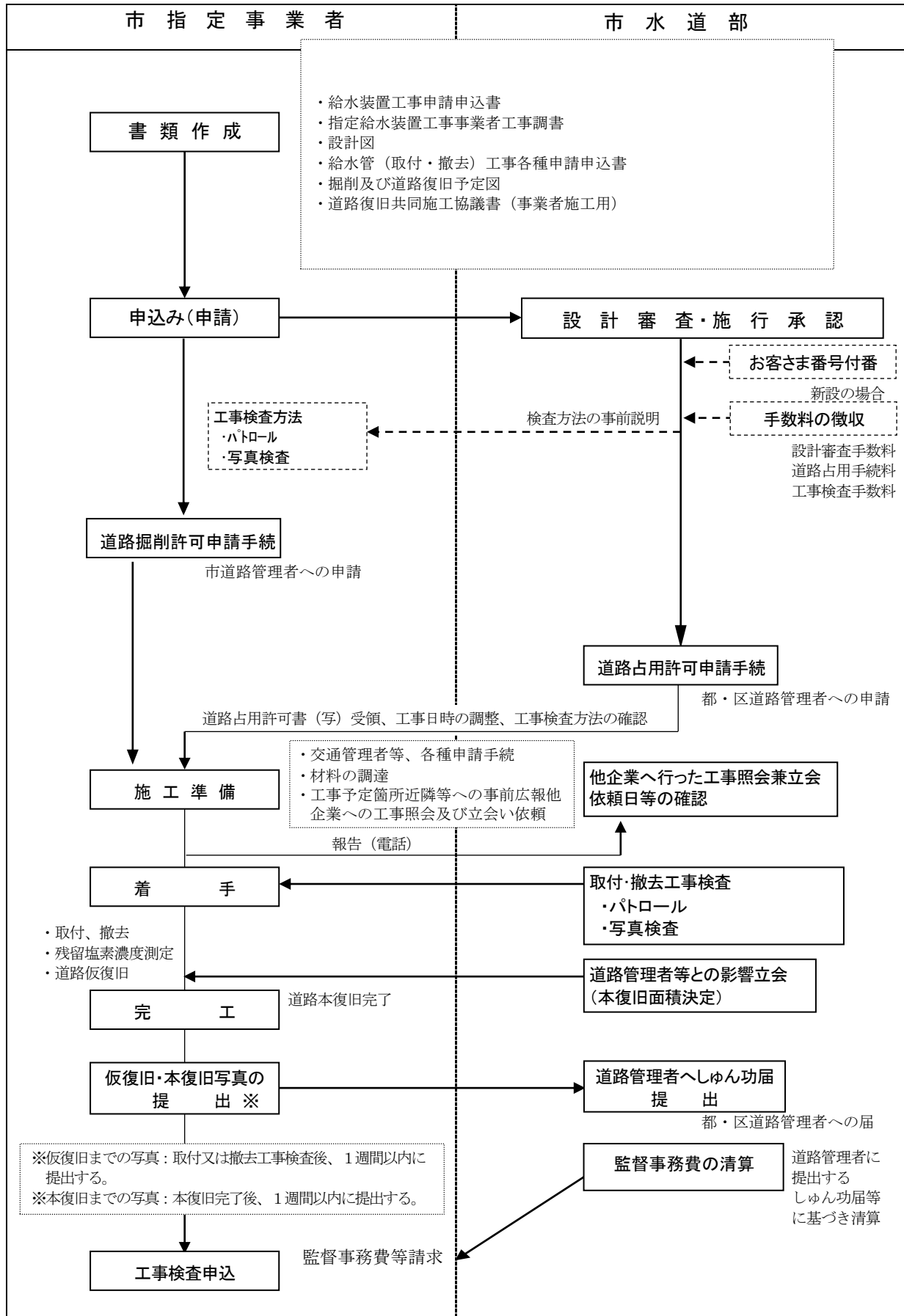
また、指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

5.3 工期等を変更する場合の措置

(1) 道路使用許可証の工期、日時及び作業帯等の変更する又は、超えるような事態が生じた場合は、速やかに所轄警察署に報告し、指示に従うこと。

(2) 断水工事を伴う工事で、断水日時及び区域の変更が生じた場合は、速やかに付近住民に説明し、了解を得た後に施工すること。なお、断水作業を市が行う場合は、速やかに市水道部へ報告し協議すること。

＜参考＞ 給水管（取付・撤去）工事の流れ



6 設計審査及び工事検査

指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、給水条例第6条第2号の規定により、市の設計審査を受けなければならない。

6.1 設計審査及び工事検査を要する工事

指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。

ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種で0.5m以内に移設する工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。

6.2 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施行方法が水道法施行令第6条及び市の施工基準に適合していることを確認するために行うものである。

なお、市が提出された書類の記入内容及び設計内容に不備又は、支障があると判断した場合は、修正、訂正又は改善方法について指示するので、選任された給水装置工事主任技術者は、指示に従い必要箇所の修正、訂正又は改善を行わなければならない。

6.2.1 設計審査の申込方法

以下の提出書類を記入し、市水道部の受付担当者に提出すること。なお、配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合の提出書類については、「本節3.3 申込方法」による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「給水装置工事申請申込書」(以下「工事申請申込書」という。)

記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」(以下「指定事業者調書」という。)

及び設計図

記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

ウ 貯水槽水道設置・変更・廃止届

給水装置工事に関連して、受水タンクの設置、変更(取替)又は撤去する場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、受水タンクの設置工事を他の指定事業者等で施工する場合は、施工主及び他の指定事業者等の協力を得て必要事項を記入すること。

エ 自己認証品使用報告書

自己認証品を使用した場合は、必要事項を記入し、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが確認できる適合証明書、試験成績書等を添付して提出すること。

オ 給水装置の設置について(回答)の写し

「本節2.1申込方法」によるところ

カ 給水装置不使用兼撤去届

「本節 2.1 申込方法」によること。

キ オートロック建物入館方法等届出書

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

ク 建築確認済書

新築、増築等の場合必ず提出すること。P5-13「建築確認済書サンプル」

(2) 設計審査手数料

審査1件ごとに給水条例第33条第(4)に定める手数料を納入すること。

なお、同号に定める「全面改造工事」とは、分岐部からメータまでの給水管を全面的に布設替する工事をいい、「その他の工事」とは、全面改造工事以外の改造工事及び撤去工事をいう。

(3) 設計図の記入方法

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。

6.2.2 審査項目

市は次の項目について、給水装置の構造、材料の基準に適合しているかを審査し、同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。

(1) 分岐箇所

分岐箇所の適否、配水小管又は既設給水管の位置、管種、口径

また、道路掘削が伴う場合は、道路管理区分及び道路舗装種別等

(2) 使用水量

所要水量、使用形態、適正な給水管及び口径適正なメータ口径の選定等

なお、市の担当者から指示があった場合は、流量計算書を提出すること。

(3) 配管

配水小管への取付口から第一止水栓までに使用する給水装置材料及びこれを保護する付属用具について、市の指定したものであること。

また、管種、配管位置、構造、管防護（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）の適否

(4) 逆流防止

逆流防止装置設置位置、吐水口と満水面との間隔等の適否

(5) 取付け器具の適否

(6) 導水管等の布設の有無及び位置確認

(7) 増圧給水設備の設置位置の適否、水道法施行令第6条に定める基準に適合した製品であることの確認、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認

(8) 所要水量と受水タンク容量との関係

(9) 止水栓及びメータの設置位置、メータ設置基準の適否

(10) 同一敷地内既設給水装置の確認

(11) 集合住宅におけるメータ設置の規則性

(12) 集合住宅等のメータ点検時の入館方法の確認

(13) その他必要と思われる事項

6.2.3 設計審査時の給水管（取付・撤去）工事検査申込み

設計審査時、給水管（取付・撤去）工事検査を申し込むことができる。

取扱いについては、「本節 6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み」による。

なお、「本節 3.3 申込方法（1）提出書類及び記入方法 オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」により、給水管（取付・撤去）工事承認申請時に同時に申し込む場合は、新たに給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書は提出しない。

ただし、道路管理者等との調整等特別な理由（※1）があるときは、市の担当者の指示に従う。

※1・・・特別な理由とは、「道路管理者等との調整、施工上の留意点等、市の担当者綿密な打合せを必要とすること」をいう。

6.2.4 設計審査後の措置

市の担当者は設計審査終了後、指定事業者調書に設計審査年月日を記入する。

また、特に記載すべき事項がある場合は、摘要欄にこれを記入する。

6.2.5 留意事項

- (1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、市の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。
- (2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。

6.3 給水装置の構造及び材質の確認

水道法第 25 条の 4 の規定により、給水装置工事主任技術者は担当する給水装置工事の完成後、工事の適否、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第 6 条の基準に適合していることを確認しなければならない。

6.3.1 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 c m 以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。
- (4) 水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

6.3.2 給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目

給水装置工事主任技術者は、施行する給水装置を水道法施行令第6条に規定する基準に適合させるために、国土交通省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認しなければならない。

なお、国土交通省令において、次の項目について具体的な基準が定められている。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 耐圧に関する基準 | (5) 逆流防止に関する基準 |
| (2) 浸出等に関する基準 | (6) 耐寒に関する基準 |
| (3) 水撃限界に関する基準 | (7) 耐久に関する基準 |
| (4) 防食に関する基準 | |

6.4 工事検査

給水装置の構造・基準は、水道法施行令第6条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、水道法第16条の規定により、水道事業者（市）は給水の拒否又は停止をすることとなる。

市においては、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合し、かつ、適正に施行されることを確保するため、その施行は、市が指定したもの（市指定給水装置工事事業者）が施行することとしている（給水条例第6条）。

また、指定事業者が施行する場合には、当該給水装置が政令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に行う義務は給水装置工事主任技術者にあると水道法（第25条の4）に定められている。

したがって、市が行う工事検査は、市の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行うことを定めている。

6.4.1 指定事業者の自主検査

給水装置工事主任技術者は給水装置工事完了後、次により自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

なお、新設工事等でメータが設置されていない場合は、原則として市水（水道水）は使用できないので、市の受付担当者へ相談し、開始申込によりメータを設置する又は、自主検査に使用する水を用意すること。

(1) 工事完成図（市に提出予定のもの）により、次の事項を確認すること。

- ア 管の延長
- イ 管の埋設深度
- ウ 管の接合方法
- エ 分岐、屈曲、径落し箇所及び工法
- オ 逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付方法
- カ メータ設置基準及びメータますの設置状況
- キ クロスコネクションがないこと
- ク 給水管防護方法
- ケ 「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により、完成図が正しく作成されていること

- (2) 給水装置の構造及び材質が、政令第6条及び市施工基準に適合していることを確認すること。
- (3) 「給水装置設計・施工基準22耐圧試験」により、耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認すること。
- (4) 「給水装置設計・施工基準12.5.2 給水装置工事完成時の水質確認」により、残留塩素測定等による水質の確認を行うこと。

なお、メータ未設置の場合は、「本節6.4.3 工事検査の申込み」により、現場検査時までに実施するか、現場検査時に主任技術者により測定を実施することも可とする。

- (5) 誤配管（クロス配管）の防止、吐水状況及びメータの逆取付がないことを通水により確認を行うこと。
- (6) 工事検査申込時、給水装置工事自主検査表を提出する事。

6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み

この工事検査は、給水条例第6条第2項の規定に基づき、配水小管への給水管の取付け又は撤去工事を指定事業者が施行する場合に、市が行う検査であり、市水道部へ申し込む。

特に施工管理・工程管理が必要な一部の工事は立会検査を行い、その他の工事はパトロールとして、分岐施工当日の現場巡回及び指定事業者が提出した工事記録写真等の確認により検査等を行う。

なお、設計審査時に給水管（取付・撤去）工事検査を申し込む場合は、「本節6.2.3 設計審査時の給水管（取付・撤去）工事検査申込み」によること。

(1) 立会検査対象工事（パトロールの対象から除く工事）

1	導水管等併設路線の工事
2	都道及び区道の工事
3	施工困難路線の工事（注1）

（注1）他企業埋設物との輻輳等、市で施工（取付け・撤去作業）困難としている路線の工事

(2) パトロール方法の事前説明等

給水管（取付・撤去）工事承認申請時に、市の担当者からパトロール方法について事前説明を受ける。パトロール方法が写真検査になるとの指示があった場合は、工事内容の確認の後、次のア及びウについて説明等を受ける。

ア 市に提出する仮復旧までの工事記録写真帳には、当該工事施行状況を確認し必要事項を記入した主任技術者チェック表及び施工後の実測値を記載した掘削及び道路復旧予定図（写し可）をつづり込み提出すること（本節6.4.2(9)工事写真帳の提出）による。

イ 写真検査に添付する資料の未提出、改ざん等の不誠実な対応又は虚偽の報告をした場合、「指定給水装置工事事業者規程」により、処分を受けることがある。

(3) 提出書類

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」

工事検査は1件1回ごとに給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書を作成して申し込むこと。

(4) 検査日時

ア 市から都・区の道路占用許可書受理後、速やかに、指定事業者名・指定番号・希望の施工日・掘削完了予定時間を市の担当者に連絡し、工事検査方法を確認の上決定すること（道路使用許可申請手続の日数を考慮すること。）

なお、特段の現場事情がある場合を除き、閉庁日の検査は行わない。

イ 天候（雨天、積雪等）の理由を除き、検査日を変更する必要がある場合は、速やかに（原則として施工予定日の2営業日前までに）市の担当者に連絡し、調整を行うこと。

(5) 「緊急連絡体制表」の作成

事故発生時、速やかに関係機関に連絡が出来るよう「緊急連絡体制表」（任意様式）を作成し、施工時に主任技術者等が携行又は工事標示板の裏面等へ掲示すること。

(6) 材料の支給

市から給水管の上部に布設する明示シートが支給されるので、施工日の前日まで受領すること。

(8) 給水装置工事主任技術者の立会

配水小管からの給水管の取付け又は撤去時には、当該工事の設計及び設計監理、施工に関する技術上の管理を行った主任技術者（指名された主任技術者）又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが求められている。

(9) 工事写真帳の提出

「給水装置設計・施工基準 27 工事記録写真撮影要領」により、給水管の取付け又は撤去工事完了後は、速やかに分岐配管状況及び埋設深度、埋戻し、道路部分の復旧状況等が確認できる工事写真帳を提出すること。

また、道路部分の本復旧状況が確認できる写真についても、完了後速やかに提出すること。
次のアからウの書類を添付して 提出すること。

ア「給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表」

イ「掘削及び道路復旧予定図」（作成例2参照）

「本節 3.3 申込方法」で提出した「掘削及び道路復旧予定図」に完成した当該工事の分岐位置、給水管口径・布設深度、第一止水栓設置位置、配管図、オフセット等の変更があった部分を記入した図面（写し可）

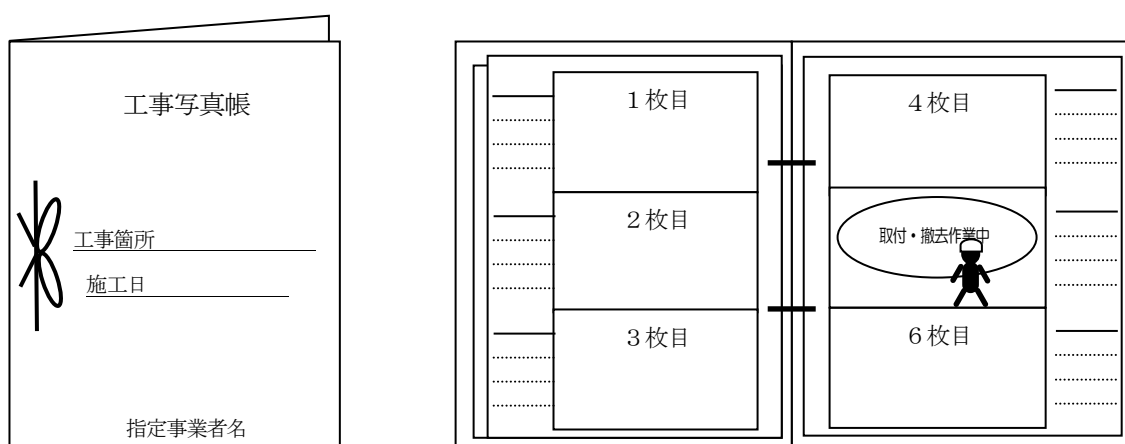
＜工事写真帳の提出期限＞（※いずれも完成検査申込時までに提出すること。）

撮 影 内 容	提 出 期 限
仮復旧までの写真	工事検査後（仮復旧完了後）、1 週間以内に提出
本復旧までの写真	本復旧完了後、1 週間以内に提出

＜例：指定事業者が提出する工事写真資料＞

工事写真帳に、次のとおり資料をつづり込み提出する。

- ・1 ページに主任技術者チェック表
- ・2 ページ以降に工事写真



※ 給水管取付け・撤去作業時の写真には、給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入されている主任技術者の立会いの下で作業を実施していることが確認できるよう、主任技術者本人の顔、等が明確に撮影されていること。

(10) 検査の内容

ア パトロール検査

原則として、配水管からの給水管の取付け又は撤去時に市のパトロール検査を受ける。パトロール検査は、市施設の適正管理、事故の未然防止及び道路占用申請者としての責任遂行の観点から、主任技術者の立会いの下、当該項目の検査及び確認を行うものである。

(ア) 指摘項目がある場合

主任技術者に対して改善指示等が行われ、現場注意又は呼出注意の措置を受ける

＜市が行う主な検査・確認事項＞

道路掘削及び分岐・撤去状況	工法や施工状況の確認 (せん孔・コア取付及びプラグ取付は、市から別に指示されたものを除き、必ず市の立会いの下行うこと。)
分岐位置等	分岐位置等のオフセットの確認

	(道路角、消火栓、制水弁、公私境界等から分岐位置を挟んだ2点以上のオフセットで測定されているかなど。)
水質確認	給水管取り出し工事後の残留塩素(遊離)濃度の測定 (「給水装置設計・施工基準 12.5 施工後の水質検査」により、測定し、結果を市の立会者へ測定値を報告すること。)
保安状況	工事の保安状況の確認 (保安施設の設置・交通誘導警備員の配置等が適切であるかなど。)

イ パトロール

市が行うパトロールは、道路占用工事の適正施行確保を主な目的としており、現場到着時の工事施行状況の確認を行うものである。

(ア) 工事施行状況の確認

市の立会者は、現場到着後、主任技術者又は現場責任者にパトロールの説明を行い、主任技術者等とともに工事施行状況をチェック表に基づき確認を行う。

(イ) パトロール終了時

「本節6.4.2 (10) ア パトロール検査」(ア)及び(イ)による。

ウ 留意事項

指定事業者は給水管(取付・撤去)工事の承認要件・誓約事項等、工事上の条件を遵守し適正施行に努めること。

6.4.3 工事検査の申込み

この工事検査は、給水条例第6条第2項第2号の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、市が行う検査であり、工務課給水係へ申し込むこと。

(1) 提出書類

ア「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」(以下「工事検査申込書」という。)

なお、工事検査申込書に給水装置工事完成後の自主検査時に行った水質確認結果(残留塩素濃度測定値及び測定日)を記入すること。

また、連続したお客さま番号かつ、同一所有者の連合給水管を同時施行した場合は、工事検査申込書1枚にまとめて検査の申込みをすることができる。この場合、お客さま番号欄は次のように記入すること。(記入例)

お客さま番号						~	お客さま番号						6件分
水道番号							水道番号						
0	0	1	8	2	1		0	0	1	8	2	6	

イ「完成図」

作成方法は、「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により、2部及び水道管管理図修正用資料に添付する「完成図の写し」1部を提出すること。

(2) 検査手数料

検査1申込みごとに、給水条例第33条(5)に規定する工事検査手数料を納入すること。
なお、同号に規定する「全面改造工事」及び「その他の工事」の摘要区分は、「本節 6.2.1(2) 設計審査手数料」と同じである。

(3) 検査日時

市の担当者等と検査（現場検査）日時について調整を行い決定すること。

(4) 給水装置工事主任技術者の立会

完成図審査及び現場検査を受ける場合は、当該工事の設計及び設計監理、施行に関する技術上の管理を行った主任技術者（指名された主任技術者）又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが求められている。

(5) 検査の内容

ア 完成図審査

市は提出された完成図について、設計図との相違箇所重点を置き、設計審査と同様な審査を行い、完成した給水装置の適否を判断する。

審査項目は「本節 6.2.2 審査項目」によるほか、次の事項を審査する。

(ア) 構造及び材質の適否

(イ) 図面の記載方法の適否

特に、管、水栓類等の表示記号、口径、延長及びオフセット等に重点をおく。

(ウ) 立ち上り部分などの防護方法とその使用材料の適否

(エ) 集合住宅におけるメータ設置の規則性

(オ) 「本節 11 増圧直結給水の取扱い」により、増圧給水設備を設置した場合は、その設置位置の確認、機種及び型番の記載並びに「本節 9 特例直圧給水の取扱い」（試験施工）により、増圧設備の設置を留保する場合は、増圧設備の設置予定スペースの記載

(カ) 水質の確認

自主検査時の残留塩素（遊離）濃度測定値及び測定日

ただし、自主検査時に実施していない場合は、現場検査時まで実施するか、現場検査時に主任技術者により測定を実施することも可とする。

イ その他確認事項

(ア) 新設及びメータ下流側を全面的に改造したものは、自主検査時の耐圧検査実施日の確認

(イ) 自主検査時の通水確認実施日の確認

ウ 支給材料の支給

お客さま識別標、結束バンドが必要に応じて支給されるので、「給水装置設計・施工基準 23 通水確認及びお客さま識別標の取付け」により、現場検査までに取付けること。

エ 新メータの取扱い

原則として、新メータの設置は工事検査（現場検査を含む）後となるが、完成図審査終了時において、新設及び改造工事等新メータを指定事業者により設置する場合の取扱いは、次による。

(ア) 開始申込により取付ける場合

「開始 項目 請求先連絡票」に必要事項を記入し提出すること。

(イ) 施工閉栓により取付ける場合

「本節 25.1 施工閉栓扱いメータの取付け」によること。

(ウ) 新メータを設置しない場合

新メータを設置しない旨を申し出ること。

(エ) 口径変更により取付ける場合

施行承認後から完成検査申込日までの間に、次により口径変更を行うこと。ただし、配管の増径工事を要するものは、増径工事が完了した日からとする。必要に応じて「中止連絡票」「開始連絡票」に必要事項を記入し提出すること。

なお、原則として既設メータを引上げて返納後、新メータを受領し設置すること。

ただし、給水契約者（水道使用者）の理由等により、既設メータの返納が新メータ設置後となる場合は、新メータ設置後、速やかに既設メータを返納すること。

オ 現場検査

市は、完成図を基に、主任技術者の立会いの下、当該給水装置が政令第6条の基準及び市の施工基準に適合していることを確認する。

また、市は水質事故やクロスコネクション等を防止するため、以下の点に留意し、確認する。

この結果、適合していない場合は、手直し後、市の再検査を受けること。

なお、給水管からの分岐部を撤去する工事（支分栓撤去）については、「本節 6.4.3 (5) カ (イ)」による場合以外は、現場で切断箇所を確認するので、当該部分を掘り出しておくこと。

(ア) 通水によりメータの逆取付や配管・メータのクロスが無いこと。

なお、メータを設置しなかったものについては仕切弁を開けて出水確認をする（サドルコックの開け忘れがないことの確認及び連合栓すべてに設置しなかった場合は任意の1栓以上で確認する）。

(イ) 井水を併用している場所については、給水管との接続が無いことを確認

するため、メータ部の仕切弁を閉止し、止水確認等を行う。

(ウ) 工場等の給水装置については、特殊な機器（政令6条の基準に適合する製品以外のもの）に接続していないこと、危険な場所への配管が無いことなどを慎重に確認する。

(エ) 増圧給水設備を設置した場合は、機種及び型番を確認する。

(オ) 特例直圧給水設備を設置した場合は、増圧給水設備の設置予定位置が、完成図のとおり確保されていることを確認する。

(カ) 受水タンクがある場合は吐水口空間が規定どおり確保されていること、異常警報装置等の措置が十分であることを確認する。

(キ) お客さま識別標が正しく取り付けられていること。

(ク) お客さま番号、メータ番号が一致していること。複数メータ設置の場合はさらに、部屋番号、水道使用開始申込セットが正しく配布されていることを確認する。

(ケ) 工事申込者及び施行者等に対して、水道使用上の注意および管理に当たっての必要事項を指導する。

(コ) 給水管取り出し工事を指定事業者が施行したものは、完成図に記載された仕切弁及び分岐位置のオフセットを確認する。

カ 現場検査の省略

次に掲げる工事の場合、適正な施行を証明できる写真を提出し、市が給水環境に悪影響がないと認めたときは、現場検査を省略できる。

なお、写真は、現場の背景等から当該工事個所が確認できるものとし、施工箇所、お客さま番号（水道番号）、撮影対象、撮影年月日、指定事業者名等を記入した撮影標示板を入れて撮影すること。

(ア) 既存建物の増改築等に伴うメータ先の給水装置を部分的に改造する工事

ただし、次の工事を除く。

- a メータ口径が 40 mm以上の工事
- b 受水タンク以下装置を給水装置に切替える工事
- c 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱う工場や事業所等の工事

(イ) 支分栓の撤去工事（改造工事の撤去部含む）

給水管の切断箇所（撤去前・撤去後の状況）を撮影すること。その他、必要に応じて確認が可能な複数枚の写真を提出すること。

(ウ) 増圧給水設備の交換工事

施工前後で機種及び型番が確認できるような写真を提出すること。

キ 再検査

「本節 6.4.3 (5) ア及びオ」により手直し指示を受けたものは、手直し後、再検査を受ける。

(ア) 再検査手続

「本節 6.4.1 指定事業者の自主検査」、「本節 6.4.3 工事検査の申込み(1)から(4)」による。

(イ) 再検査内容

不合格箇所を重点的に確認するほか、「本節 6.4.3 (5) ア及びオ」による。
必要に応じて確認が可能な複数枚の写真を提出する。

6.4.4 工事記録の作成

水道法施行規則第 36 条第 6 号により、指定事業者は施行した給水装置工事（施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、当該給水装置工事を担当した給水装置工事主任技術者に、次による事項の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保管しなければならない。

- ア 施工主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 給水装置工事主任技術者の氏名
- オ 完成図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 当該給水装置工事に係る給水装置の構造・材質が政令第5条に基づく基準に適合していることの確認の方法及びその結果

6.4.5 留意事項

- ア 市が現場検査を行う場合は、申込者又は施工主（所有者）の同意がなければ、他人の土地、家屋等に立ち入ることができないので、指定事業者は事前に説明し、現場検査の実施に支障のないよう調整すること。
- イ 現場検査不合格となった場合等に、市が直接申込者又は施工主（所有者）と協議する場合もあるので、現場検査に立会ってもらうことが望ましい。

7 工事変更等の取扱い

当初申し込んだ工事の工事内容を変更する場合及び工事を取りやめる場合は、次による。

7.1 工事内容の変更

（１）施行承認を要する工事

下記の工事は、「給水装置設計変更届」に記入し、変更内容が分かる図面を添えて提出すること。

- ア 分岐位置を異なる管路の配水小管に変更するもの
- イ 分岐部分の口径を変更するもの
- ウ メータ取付部分の口径を変更するもの

（２）工事着手前に変更する場合

施行承認を要する工事

指定事業者施行工事を変更する場合

「給水装置設計変更届」に記入し、変更内容が分かる図面を添えて提出すること。

前項（１）以外の工事については次による

指定事業者施行工事を変更する場合

「給水装置設計変更届」に記入し、提出すること。

ただし、次に該当する工事は給水装置設計変更届の提出を不要とする。

- a 給水機器の増減が１個のもの
- b 配管形態（布設位置、管種等）を大幅に変更しないもの。ただし、メータ設置位置を変更するものは除く。

（３）工事着手後に変更する場合

ア 施行承認を要する工事

（ア）工事内容を変更する旨市に申し出る。変更しても、なお給水条例施行規程第 10 条の承認要件を満たすことが認められる場合は、工事の続行を指示するので、工事終了後直ちに「本節 7.1（２）施行承認を要する工事」により手続を行うこと。

（イ）工事中止の指示があった場合は、「本節 7.1（１）施行承認を要する工事」により手続が完了したのち工事を再開すること。

7.2 工事の取りやめ

（１）工事の全部を取りやめる場合

「給水装置工事取消届」に記入し、提出すること。

（２）指定事業者施行の配水管からの給水管取り出し又は撤去工事を取りやめる場合「給水装置設計変更届」に記入し、提出する。

8 直圧直結給水の取扱い

直圧直結給水とは、配水管の水圧で末端の給水用具まで直接給水するものをいい、給水できる階高は原則として最大で三階までとする。

ただし、三階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、直圧直結給水方式の取扱いによる設計水圧によって水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。

8.1 要 件

- (1) 政令第6条の基準に適合すること（「第一章 3 給水装置工事」を参照）。
- (2) 使用用途が、直結による給水が認められるもの（下の【直結給水が認められないもの】に該当しないもの）であること。

※ 使用用途によっては、受水タンク方式が適する場合があるので、下の【受水タンク方式が適当なもの】に留意すること。

- (3) 当該地区における配水管の最小動水圧、建物の所要水量、最大給水高さ等を勘案し、末端給水栓までの直圧給水が可能であること。

※ 特に水圧の必要な器具を設置する場合等は、建物の所要水量のほか、当該地区の配水管の最小動水圧に留意すること。

- (4) 配管構造等について、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすこと。

【直結給水が認められないもの】

- ① 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水小管の水圧低下を来たすもの
- ② 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所
例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、めっきなどの事業を行う施設

【受水タンク方式が適当なもの】

- ① 常時一定の水圧、水量を必要とするもの
- ② 断水した場合に、業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設
例：ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合
食品冷凍機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合
特に、冷凍機の冷却水等、継続的な給水を必要とするものに対しては、水道が配水小管の工事等で断水した場合、直結給水では大きな損害を被ることがあるため、平常時において直結給水の給水が可能であっても、受水タンク方式とすることが適当である。

8.2 配水管最小動水圧の事前確認

直圧直結給水の工事申請に先立ち、市水道部の担当者に当該建物付近の最小動水圧を注文者（工事申込者）等で確認すること。

(1) 口頭による確認

市水道部の受付担当者に、工事予定場所が「0.20MPa」以上の地域か「0.17MPa」以上の地域かを確認し、提示された水圧で給水計画を立てること。

(2) 調査申請による確認

(1)により確認をした最小動水圧が「0.17MPa」以上の地域で、水圧調査を希望する場合は、事前調査を申請することができる。この場合は回答のあった実測値（上限「0.20MPa」）を用いて給水計画を立てることができる。

ア 提出書類

「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書」の標題の“特例直圧給水”の部分二本線で抹消した後、必要事項を記入の上、当該箇所の案内図を添付し提出すること。

イ 提出方法及び回答方法

市水道部の受付担当者に直接提出する方法と郵送で提出する方法がある。

また、回答についても、市水道部で手交される方法と一般郵便により送付される方法があるため、提出方法及び回答方法をそれぞれ任意で選択すること。

なお、郵送による方法については、以下による。

(ア) 郵送による提出

市水道部宛てに簡易書留で郵送する。その際、郵送先の住所、郵便番号等の記載内容に十分注意すること。

(イ) 郵送による回答 事前調査の申請時に提出書類とあわせて返信用封筒を提出する。

なお、返信用封筒は、以下aからcにより作成すること。

- a 長形 3 号又は長形 40 号の封筒を使用すること
- b 希望送付先の郵便番号、住所、会社名(または氏名)を記載すること
- c 一般郵便による送付となるため、必要な金額の切手（定形郵便物 50 g 以内）を貼り付けること

ウ 調査結果の回答

受付担当者より、回答が文書により手交又は郵送により送付される。

8.3 設計審査及び工事検査等の取扱い

「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、三階まで直圧で給水をする場合（以下「三階直圧給水」という。）は、「指定給水装置工事事業者工事調書」にチェック ☒ すること。

9 特例直圧給水の取扱い（試験施工）

特例直圧給水とは、増圧直結給水の対象であるが、現状の配水管の水圧で建物最上階の末端給水栓までの直圧直結給水が可能な場合に、増圧給水設備の設置を留保し、特例として直圧直結給水が実施できるものをいう。

9.1 要件

- (1) 「本節8.1 要件」による。
- (2) 増圧ポンプの設置スペースを確保すること。
 - ※ 他方式(受水タンク方式及び増圧直結給水方式)との併用については、原則不可とする。
ただし、学校等の避難場所に指定される施設や直結給水が認められない施設を建物の一部に含むものについては、用途別に給水方式を分けることで、受水タンク方式との併用は可能とする。
- (3) 原則としてメータ口径が75mmまでであること(メータバイパスユニット、増圧ポンプの適用口径は75mmまでである。)
ただし、高置タンクを併用する等、メータ引換時の断水回避措置がある場合は、メータ口径が100mm以上であっても、適用可能とする。
- (4) 既設の受水タンク以下装置を、特例直圧給水の給水装置に改造する場合は、耐圧及び水質の試験を行った結果において、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすことが確認できること。

9.2 配水管最小動水圧の事前確認

特例直圧給水での施行を検討する場合は、設計審査申込みに先立ち、市水道部に調査を注文者(工事申込者)等で申請し、現地配水管の最小動水圧を確認すること。

なお、提出書類の提出方法及び回答方法については、「本節 8.2 (2) 調査申請による確認」によるほか以下による。なお、特例直圧給水の水圧調査の場合は、回答のあった実測値を用いて給水計画を立てることができる。

(1) 提出書類

ア「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書」

必要事項を記入し、標題の“三階までの直圧給水”部分を二本線で抹消すること。

イ「案内図」

当該箇所の案内図を添付すること。

(2) 調査結果の回答

受付担当者より、回答が文書により手交又は郵送により送付される。

9.3 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の新設・改造工事として取扱い、「本節6 設計審査及び工事検査」及び「本節7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 設計審査申込み時の提出書類及び記入方法

ア 設計図

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により、作成すること。

また、子メータが設置されている場合についても、一連の給水装置として作成すること。

イ 増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表（以下「調査表」という。）「本節

11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に必要事項を記入すること。

ウ 貯水槽水道設置・変更・廃止届の提出（受水タンク方式から切り替える場合）

(ア) 特例直圧給水方式と受水タンク方式を併用する場合（本節9.1 要件(2) ※印のただし書きに該当するもの）で、受水タンクを設置するものは、「設置届」として提出すること。

(イ) 給水方式の変更（受水タンク方式から特例直圧給水方式）に伴い、受水タンクを含むすべてを撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更（受水タンク方式から特例直圧給水方式）により、受水タンクのみを撤去し、高置タンクを既設のまま使用する場合は、「変更届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等の場合は、「変更届」として提出すること。

エ 管理人変更を伴う処理

管理人の変更を行う場合は、「所定の届出」によるほか、「給水装置工事申請申込書」の裏面「◎」欄を記入して提出すること。

9.4 既設の受水タンク以下装置から切り替える場合の取扱い

(1) 「本節11.5 既設配管を使用する場合の取扱い」による。

ただし、「増圧給水設備以下」と記載があるものは、「特例直圧給水の給水装置」と読み替えるものとする。

(2) 受水タンク以下装置のメータを、特例直圧給水のメータに切り替える場合の手続きについては、「本節13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による。

ただし、「増圧給水設備以下」と記載があるものは、「特例直圧給水の給水装置」と読み替えるものとする。

9.5 既設増圧直結給水方式から特例直圧給水方式に変更する場合の取扱い

既設増圧直結給水方式を採用している建物で、水圧・流量を勘案し、特例直圧給水方式が可能なものについての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 要件

「本節9.1 要件」による。

(2) 最小動水圧の確認

「本節9.2 配水管最小動水圧の事前確認」による。

(3) 設計審査、工事検査の取扱い

一般の改造工事として取扱い、「本節6 設計審査及び工事検査」及び「本節7 工事変更等の取扱い」によるほか、提出書類及び記入方法は次による。

ア「設計図」

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分（撤去する増圧給水設備等）について実線で記入すること。

なお、撤去する増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

イ「調査表」

給水方式を変更することから必要事項を記入し、新たに提出すること。

なお、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、標題の「変更」を選択し、当該建物の給水方式欄は、「増圧から特例へ変更」の□をチェックすること。

また、当該建物において給水形態・使用水量等の変更がないものは、新設時に提出されている「調査表」を参考に記入しても良い。

ウ「貯水槽水道設置・変更・廃止届」

(ア) 給水方式の変更（増圧から特例）に伴い、高置タンクを新設する場合は、「設置届」として提出すること。

(イ) 高置タンクを既設のまま使用する場合においては、給水方式のみの変更となるが、「変更届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更（増圧から特例）に伴い、増径工事の施行等により、高置タンクを撤去することになった場合は、「廃止届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等の場合は、「変更届」として提出すること。

エ 管理人変更を伴う処理

管理人の変更を行う場合は、所定の届出によるほか、「給水装置工事申請申込書」の裏面「◎」欄を記入して提出すること。

9.6 特例直圧給水設備の設置者に対する周知

指定事業者は、「特例直圧給水設備の維持管理等について」設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知すること。

特例直圧給水は、増圧直結給水の対象であるが、増圧給水設備の設置を留保し、直圧による給水を特例で認めるものである。

このため、設置者には、将来的に諸事情（建築物の階数、所要水量、配水管の水圧等）の変更が生じた場合に、各戸への正常な給水が損なわれるおそれがあること、また、その際は設置者において増圧ポンプを設置すること等を周知すること。

10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）

三階までの例外とは、三階までの既設の受水タンク以下装置を、給水装置に切り替えて直圧で給水するものをいう。

本取扱いは、既に受水タンク方式で給水している建物を、「必要最小限の工事」で、直圧直結給水方式に切り替えられるよう配慮する（例外的に認める）ものである。

よって、「子メータを新築建物に設置するもの」や「子メータの設置されている既存の受水タンク以下装置を全面的に改造するもの」は対象外とする。

なお、一度、三階までの例外を適用した給水装置を、後に改造する必要がある場合は、直圧直結給水のメータ設置基準の原則に適合させることとする。

10.1 要件

- (1) 「本節 8.1 要件」に規定する基準を満たすこと。
- (2) 耐圧及び水質の試験を行い、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすことが確認できること。
- (3) 給水階高が三階までであること。
- (4) メータの口径が 100 mm 以上の場合は、断水による影響が少ない建物であること（複数の建物がある場合は原則不可とする。）。
ただし、口径 13 mm 及び 100 mm 以上のメータバイパスユニットは製造されていないので注意すること。
- (5) 配管構造が、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすものであること。

10.2 配水管最小動水圧の事前確認

「本節 8.2 配水管最小動水圧の事前確認」による。

10.3 既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い

「本節 11.5 既設配管を使用する場合の取扱い」による。

ただし、「増圧給水設備以下」とあるのは、「三階までの例外」と読み替えるものとする。

10.4 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事更等の取扱い」によるとともに、受水タンク以下装置については、「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるほか、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 既設の受水タンク以下装置に、子メータが設置されていない場合

(ア) 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

- a 裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。
- b 管理人の変更を行う場合は、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

(イ) 「指定給水装置工事事業者工事調書」（以下「指定事業者調書」という。）

指定事業者調書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

右上給水方式欄の「三階までの例外」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

受水タンク以下装置の既設管を再使用する場合は、既設管使用をチェックし、耐圧試験年月日及び水質試験年月日を記入すること。

なお、新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例」を参考に記入すること。

(ウ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」

新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例」を参考に記入すること。

(エ)「設計図」

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、新たに子メータを設置する場合についても、一連の給水装置として記載すること。

(オ)「貯水槽水道設置・変更・廃止届」

三階までの例外は、受水タンクを全部又は一部撤去することになるので、下記によること。

a 受水タンクをすべて撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。

b 受水タンク（低置タンク）を撤去し、高置タンクを既設のまま使用する場合は、「変更届」として提出すること。

イ 既設の受水タンク以下装置の子メータを、三階までの例外の子メータに切り替える場合

(ア)「指定給水装置工事事業者工事調書兼、三階までの例外メータ設置（新設）調書」指定事業者調書を兼用し、記入すること。

(イ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」

標題の「三階までの例外」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、「様式記入例・作成例 記入例」を参考に記入すること。

なお、子メータのお客さま番号欄には、受水タンク以下で使用していたお客さま番号を記入すること。

(ウ) その他に、「本節 10.4 (1) ア (ウ) から (オ)」により記入した書類。

(2) 設計審査手数料及び工事検査手数料 改造工事（1 件）として給水条例第33条(4)号に定める設計審査手数料及び第33条(5)に定める工事検査手数料を納入すること。

※ 子メータを新たに設置する場合も同様に、1 件分として納入すること。

11 増圧直結給水の取扱い

増圧直結給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水小管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及び制御装置等で構成されたもので、日水協規格適合品（呼び径 20～75 mmの製品）とする。

11.1 適用要件、配管構造等

（1）適用要件

ア 対象建物

原則として、増圧ポンプの性能内で給水できる建物とする。

ただし、口径 13 mm及び 100 mm以上のメータバイパスユニット・増圧ポンプは製造されていないので注意すること。

イ 適用除外

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工、又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等は適用を除外する。

（例）クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、食品加工、めっき等の業を営む施設

ウ 受水タンク方式が適当なもの

原則として、断水した場合に業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設は、「本節 8.1 (2) ※受水タンク方式が適当なもの」として扱う。

（例）ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合
食品冷凍機、電子計算機の冷却用水に供給する場合

（2）配管構造等

配管構造等については、「給水装置設計・施工基準」によること。

11.2 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の新設・改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

（1）提出書類及び記入方法

ア 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

（ア）工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

（イ）管理人の変更を行う場合は、所定届出によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」

指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」により記入すること。

ウ「増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表」（以下「調査表」という。）

工事申込みに伴い、増圧給水設備を設置及び撤去するものについては、必要事項を記入し提出すること。

ただし、増圧給水設備を直列多段・並列に設置する場合は、「増圧給水設備設置状況調査表（直列多段・並列給水方式用）」に必要事項を記入し提出すること。

増圧給水設備設置状況調査表の項目別の適用の種類

項 目	適 用 の 種 類
設 置	当該給水方式を新設する場合。
変 更	当該給水方式を変更する場合及び増圧ポンプを取り替える場合。 (例) ・ 特例直圧給水方式から増圧直結給水方式に改造する場合。 ・ 増圧直結給水方式から特例直圧給水方式に改造する場合。 ・ 増圧ポンプを故障などで取り替える場合。
廃 止	当該給水方式を廃止する場合。 (例) ・ 特例給水方式を廃止する場合。 ・ 増圧給水方式を廃止する場合。

増圧給水設備を直列多段・並列に配置する場合

種 別	建物棟数	増圧ポンプの設置数	調査表の枚数
直列多段	1	2	1
		3	2
並 列	1	2	2
	2	2	2
	3以上	3以上	3以上

(注) 並列において、親メータ 1 個に対し、複数の増圧ポンプが設置された場合、建物用途・給水形態・階高・ポンプの口径などが建物によって違うものがあるため、ポンプの設置数・建物棟数別に調査表を複数提出すること。

11.3 増圧給水設備を取り替える場合の取扱い

既設増圧給水設備を使用している建物において、故障等で増圧ポンプ等を取り替える場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア「調査表」

増圧給水設備の型式等が変更になる場合は、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、必要事項を記入し提出すること。

イ 「設計図」

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分（取り替える増圧給水設備等）について実線で記入すること。

なお、取り替える増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

11.4 既設特例直圧給水方式から増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱い

既設特例直圧給水方式を採用している建物で、水圧の低下や建物の用途変更・水栓の増設等により増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 適用要件・配管構造等

「本節 11.1 適用要件、配管構造等」による。

(2) 提出書類及び記入方法

ア 「調査表」

給水方式を変更することから必要事項を記入し、新たに提出すること。

また、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、標題の「変更」を選択し、当該建物の給水方式欄は、「特例から増圧へ変更」の口をチェックすること。以下、調査表に必要事項を記入し、新たに提出すること。

なお、当該建物において給水形態・使用水量等の変更がないものは、新設時に提出されている「調査表」を参考に記入しても良い。

イ 「設計図」

「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分（設置する増圧給水設備等）について実線で記入すること。

なお、設置する増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

ウ 「貯水槽水道設置・変更・廃止届」

(ア) 増圧直結給水方式と受水タンク方式を併用し、受水タンクを新設する場合は、「設置届」として提出すること。

(イ) 給水方式の変更（受水タンク方式からの増圧直結方式）により、受水タンクをすべて撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更（受水タンク方式からの増圧直結方式）により、高置タンクのみを再使用する場合は、「変更届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等届出の必要がある場合は、「変更届」として提出すること。

11.5 既設配管を使用する場合の取扱い

受水タンク以下の装置を、増圧給水設備以下で使用する場合は改造工事とする。

この場合は、あらかじめ当該配管材料の耐圧及び水質を確認すること。

なお、メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合は、この扱いの他、「13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によること。

(1) 耐圧の確認

給水装置として使用しようとする配管及び器具について、あらかじめ耐圧試験（試験水圧0.75MPa）を行い、漏水のないことを確認し、設計審査申込書に水圧試験実施日を赤書きで記入すること。

(2) 水質の確認

市が別に定める方法により水質試験（又は浸出性能試験）を行い、その結果書の写しを提示し、設計審査申込書に水質検査実施月日を赤書きで記入すること。

11.6 増圧給水設備設置者に対する指導

増圧直結給水方式では、直圧方式の給水装置と異なりポンプ等の機器を使用して給水するため、機械部分等の故障により逆流の危険及び正常な各戸への給水が損なわれるおそれがある。そこで、1年以内ごとに1回以上点検を行う義務（給水条例施行規程第6条の3）があることを設置者等へ理解させ、増圧直結給水方式における事故防止を図るため、「増圧給水設備以下の給水装置維持管理」を設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知すること。

12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い

受水タンク以下装置は、水道法上、給水装置には該当せず、水道法によるいわゆる水道の範囲から除外されている。このため、受水タンク以下装置によって供給される水の水質、水量についての適正の確保は、当該設備を設置した者が負うこととなり、水道事業者は関与しない。

したがって、市においても受水タンク以下装置には、原則としてメータは設置しないものとしている。

しかし、この取扱いでは近年の土地の立体的利用により増加しつつある公営住宅、マンション等の高層住宅に住み、受水タンク以下装置で水を使用する各戸の居住者と給水装置により水を使用する使用者との間に、水道料金算定上の格差を生じさせる結果となるため、例外措置として、一定の要件に該当する受水タンク以下装置について申請があった場合は、メータを設置し、各戸別に水道料金を算定し、徴収することとしている。

12.1 メータ設置要件

市がメータを設置する受水タンク以下装置は、以下の要件を満たしているものでなければならない。

(1) メータを設置する受水タンク以下装置（以下「当該装置」という。）に、次のすべてに適合する住宅部分があること。

- ア 住宅部分と非住宅部分を区分して使用されること。
- イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されること。
- ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。

(2) 当該装置の配管構造、維持管理等に関して市が定めた条件を所有者等が承諾すること（「受水タンク以下メータ設置条件承諾書」を参照のこと。）

12.2 メータ設置基準

「給水装置設計・施工基準 15 メータ設置の取扱い」による。

12.3 メータ設置等の申請手続

指定事業者は、注文者から受水タンク以下装置の各戸にメータを設置する工事又はメータを設置している既設の受水タンク以下装置の改造工事の依頼を受けた場合は、メータ設置の承認要件を十分説明し、了解を得たうえで工事を請け負い、必要な申請手続を工事場所を所管する取扱事業所へ行うこと。

12.3.1 新たにメータを設置する場合

受水タンク以下装置に新たにメータを設置する場合は次による。

(1) 提出書類

- ア 「受水タンク以下装置メータ設置（新設）承認申請書」（以下「設置承認申請書という。」）
- イ 「受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書」（以下「条件承諾書」という。）
- ウ 「設計図」
- エ 「受水タンク以下装置メータ設置（新設）調書」以下「設置調書」という。）
- オ 「オートロック建物入館方法等届出書」
- カ 「直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下メータ設置表」

(2) 記入方法

ア 設置承認申請書

標題の「受水タンク以下装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、必要事項を記入すること。

なお、当該の受水タンクに給水する給水装置（以下「直結装置」という。）を単位に、メータ（子）を設置する各戸を一括して1部提出すること。

ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。

イ 条件承諾書

(ア) 設置承認申請書ごとに提出すること。

ただし、各戸の申請者が同一人であり、かつ、同時に設置承認申請書を提出する場合は1部提出でよい。

(イ) 申請者が、当該受水タンク以下装置の所有者又は直結装置の所有者と異なる場合は、各々の欄に当該所有者の記入をすること。

(ウ) 管理人欄には、当該受水タンク以下装置の所有者又は、給水条例第17条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。

市が受水タンク以下装置にメータを設置するという例外的取扱いを定めたのは、もっぱら高層住宅等の居住者の料金算定上の不都合を解消するためであって、このことにより今日給水に対して、直結装置の使用者に対するのと同様の責任を負おうとするものではない。

しかしながら、メータを設置するのがもっぱら家事用に水を使用する住宅部分であることから、市では使用者等が受水タンク以下装置を維持管理するに当たって、衛生上問題のない水が供給されるよう配慮して、申請に際し、これらの事項についても条件承諾書の提出を義務付けているものである。

したがって、指定事業者は市から手交される条件承諾書の写しを注文者（申請者）に渡し、その内容の周知徹底を図る必要がある。

ウ 設計図

（ア）「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作図することとし、各戸のメータ設置申請者がそれぞれ異なっている場合も含め、各戸別には作図せず、直結装置又は指定事業者ごとにまとめて作図し、1部提出すること。

また、工事完成後、完成図を2部提出すること。

（イ）図示範囲は次による。

- a 直結装置の部分は「破線」書きとすること。
- b メータを設置しない部分（経由方式の非住宅部分や消火用設備の配管等）についても図示すること。

また、総括方式において、非住宅部分にメータを設置する場合は（1個のみ）、メータ表示記号に付して、「事務所用」、「店舗一括用」等、非住宅部分のメータであることが容易に分かるよう付記すること。

- c メータが設置してある既設受水タンク以下装置から分岐して、新たにメータを設置する場合は、受水タンクから当該分岐箇所までを図示し、その他の既設部分は省略することができる。

エ 設置調書

（ア）設置調書は、指定事業者調書を用い、その標題を抹消して、「受水タンク以下装置メータ設置（新設）調書」と記入して提出すること。

（イ）お客さま番号欄には直結装置のお客さま番号を記入すること。

（ウ）摘要欄には、当該お客さま番号と件数、メータ設置方式（総括方式）を赤書きで記入すること。

オ オートロック建物入館方法等届出

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

カ 直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下メータ設置表の提出

各必要事項を記入して提出すること。

12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合

既設受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合（受水タンク以下装置の設置メータ全部又は一部を撤去する場合も含む。）は、次による。

（1）提出書類

ア 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）承認申請書」（以下「改造（又は撤去）承認申請書」という。）

イ 「設計図」

ウ 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）調書」（以下「設置改造（又は撤去）調書」という。）

（２）記入方法

ア 改造（又は撤去）承認申請書

（ア）標題の「受水タンク以下装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、受水タンク以下装置を改造する場合は「受水タンク以下装置メータ設置（改造）承認申請書」として、また、受水タンク以下装置のメータ全部又は一部を撤去する場合は「受水タンク以下装置メータ（撤去）承認申請書」として、改造又は撤去の申請者ごと施行者ごと一括して１部提出すること。

（イ）お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（水道番号が一連番号の場合は、最初と最後のお客さま番号）を記入すること。

なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合はお客さま番号ごとに必要部数を作成すること。

（ウ）その他は、「本節 12.3.1（２） 記入方法」による。

イ 設計図

「本節 12.3.1（２） 記入方法」によるとともに、次による。

（ア）図示範囲は受水タンクから改造箇所までを図示し、その他の部分は省略できる。

（イ）撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合の設計図は不要とする。

ウ 設置改造（又は撤去）調書

（ア）指定事業者調書の標題を抹消して、「受水タンク以下装置改造（又は撤去）調書」と記入して提出すること。

（イ）摘要欄には、該当するお客さま番号と件数、メータ設置方式（変更となる場合は、変更後のメータ設置方式）を記入すること。

（例：総括方式に変更、又は経由方式に変更）

（ウ）その他は、「本節 12.3.1（２） 記入方法」による。

12.4 メータ設置等の承認

市は提出された書類及び設計図に基づいて、（１）から（３）について審査し、メータの設置要件等に適合している場合は、メータの設置又は改造を承認する。

ただし、（４）及び（５）の場合は、承認を拒否又は保留する。

（１）当該装置がメータ設置要件及び設置基準に適合すること。

（２）メータ設置方式（総括方式）がメータ設置基準に照らして適当であること。

（３）メータ室に複数のメータを設置する場合、規則性が確保されていること。

（４）直結装置についての施行承認又は給水が拒否又は保留されている場合

（５）設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等で適合を確認するまで承認を保留する。

12.5 完成図の提出

工事完成後、「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作図した、受水タンク以下装置の完成図を 2 部提出すること。

ただし、メータ撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合は、完成図は不要とする。

12.6 現場調査

市は提出された完成図に基づき、申請のあった受水タンク以下装置が承認要件に該当していることを調査する。

調査により手直しを指示された場合は、指定された期間内に手直しを行い、再調査を受けなければならない。

13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い

給水装置にメータを設置する基準は、原則として 1 建築物に 1 個のメータを設置するものであるが、増圧給水設備以下の給水装置について、一定の要件に適合する場合は、給水条例第 18 条第 1 項及び同施行規程第 5 条の 2 の規定に基づき、使用者等からの申請により、例外措置としてメータを設置する。

13.1 メータの設置要件

市がメータを設置する増圧給水設備以下の給水装置は、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) メータを設置する増圧給水設備以下の給水装置（以下「当該装置」という。）に次のすべてに適合する住宅部分があること。
 - ア 住宅部分と非住宅部分が使用上区分されていること。
 - イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されていること。
 - ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。
- (2) 当該装置の配管構造、維持管理に関して市水道部が定めた条件を申請者等が承諾すること（「条件承諾書」を参照のこと。）

13.2 メータの設置基準

「給水装置設計・施工基準 15 メータ設置の取扱い」による。

13.3 メータ設置等の申請手続

指定事業者は、注文者から増圧給水設備以下の給水装置の各戸にメータを設置する工事、又はメータを設置している既設の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置に切り替える工事の依頼を受けた場合は、メータ設置の承認要件を十分説明し、了解を得たうえで工事を請負い、必要な申請手続を市水道部へ行うこと。

13.3.1 新たにメータを設置する場合

(1) 提出書類

- ア 「増圧給水設備以下メータ設置（新設）承認申請書」（以下「設置承認申請書」という。）
- イ 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）
- ウ 「設計図」
- エ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置（新設）調書」（以下「設置調書」という。）
- オ 「オートロック建物入館方法等届出書」
- カ 「直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下メータ設置表」

(2) 記入方法

ア 設置承認申請書

(ア) 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位にメータを設置する各戸を一括して1部提出すること。

ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。

(イ) 裏面には「親メータ図参照」と記入すること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入した工事申請申込書を新たに提出すること。

ウ 設計図

(ア) 「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」により作図すること

とし、各戸のメータ設置申請者がそれぞれ異なっている場合も含め、各戸別には作図せず、まとめて作図し、1部提出すること。

(イ) 図示範囲は次による。

a 増圧給水設備以下にメータが設置してある既設装置に新たにメータを設置する場合は、親メータから当該分岐箇所までを図示し、その他の既設部分は省略することができる。

b 総括方式において、非住宅部分にメータを設置する場合は(1個のみ)、メータ表示記号に付して、「事務所用」、「店舗一括用」等、非住宅部分のメータであることが容易に分かるよう付記すること。

エ 設置調書

(ア) 設置調書は、当該工事の指定事業者調書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置（新設）調書」と記入して提出すること。

なお、各戸の申請者が異なり、給水装置を共有する場合は、「本節 25.5 給水装置の共有」によること。

(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

(ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の

該当する箇所を○で囲むこと。

(エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（総括方式）をチェックすること。

オ オートロック建物入館方法等届出書

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

カ 直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下メータ設置表の提出
各必要事項を記入して提出すること。

13.3.2 メータの設置されている既設の増圧給水設備以下の給水装置を改造又は撤去する場合

(1) 提出書類

既設の増圧給水設備以下の給水装置を改造又は撤去する場合は次による。

ただし、撤去の場合で、親メータが「給水装置不使用兼撤去届」により撤去となる場合は、「本節 2.1 申込方法 (2) (カ) 同時撤去される給水装置が各給水方式の親メータであった場合」による。

ア 「増圧給水設備以下メータ設置改造（又は撤去）承認申請書」（以下「改造（又は撤去）承認申請書」という。）

イ 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

ウ 「設計図」

エ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置改造（又は撤去）調書」（以下「設置改造（又は撤去）調書」という。）

オ 「オートロック建物入館方法等届出書」

(2) 記入方法

ア 改造（又は撤去）承認申請書

(ア) 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連番号の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。

なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合はお客さま番号ごとに必要部数を作成すること。

(イ) その他は、「本節 13.3.1 (2) 記入方法」による。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、工事申請申込書

の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

ウ 設計図

「本節13.3.1 (2) 記入方法」による。

エ 設置改造（又は撤去）調書

（ア）当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水装置設備以下給水装置メータ設置改造（又は撤去）調書」と記入して提出すること。

（イ）摘要欄には、該当するお客さま番号と件数を赤書きで記入すること。

（ウ）右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

（エ）その他は、「本節 13. 3. 1 (2) 記入方法」による。

オ オートロック建物入館方法等届出書

「本節 13. 3. 1 (2) 記入方法」による。

13. 3. 3 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合

この場合は、増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続が必要となる。

（1）増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続

「本節 13. 3. 1 新たにメータを設置する場合」によるとともに、次によること。

ア 設置承認申請書の摘要欄に受水タンク以下装置で使用していたお客さま番号をあらかじめ記入すること。

イ 設置調書の摘要欄に当該お客さま番号と件数、及びメータ設置方式を記入し、赤書きすること。

ウ 設計図の作成は、既設管との接続部を図示し、余白に「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。

13. 3. 4 メータの設置されている特例直圧給水の既設給水装置に増圧給水設備を設置する場合

この場合は、増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設手続が必要となる。

（1）提出書類

ア 「増圧給水設備以下メータ新設承認申請書」（以下「新設承認申請書」という。）

イ 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

ウ 「設計図」

エ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、増圧給水設備以下メータ設置（新設）調書」（以下「設置調書」という。）

(2) 記入方法

ア 新設承認申請書

(ア) 申請者が同じ場合

標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。また、お客さま番号の欄には、新設する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。

(イ) 申請者が異なる場合

標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第17条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

ウ 設計図

「給水装置設計・施工基準24設計図及び完成図の作成方法」により作成すること

エ 設置調書

(ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下メータ設置（新設）調書」と記入して提出すること。

(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

(ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

(エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数を赤書きで記入すること。

13.4 メータ設置等の承認

市は、提出された書類及び設計図に基づいて、(1) から (3) について審査し、メータの設置要件等に適合している場合は、メータの設置又は改造を承認する。

ただし、(4) 及び (5) の場合は、承認を拒否又は保留する。

(1) 当該装置がメータ設置要件及び設置基準に適合すること。

(2) メータ設置方式（総括方式）がメータ設置基準に照らして適当であること。

(3) メータ室に複数のメータを設置する場合、規則性が確保されていること。

(4) 施行承認又は給水が拒否又は保留されているもの

(5) 設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等により適合を確認するまで承認を保留する。

13.5 検査の実施

「本節 6.4.3 工事検査の申込み」による。

14 特例直圧給水（試験施工）の給水装置に関するメータ設置の取扱い

「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によることとし、文中「増圧給水設備以下、増圧直結」とあるのは、「特例直圧給水」と読み替えるものとする。なお、メータの設置されている増圧給水設備以下の既設給水装置を特例直圧給水方式に変更する場合は次による。

(1) 提出書類

- ア 「特例直圧給水メータ新設承認申請書」（以下、「新設承認申請書」という。）
- イ 「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）
- ウ 「設計図」
- エ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書（以下「設置調書」という。）

(2) 記入方法

ア 新設承認申請書

(ア) 申請者が同じ場合

標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。また、お客さま番号の欄には、新設する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。

(イ) 申請者が異なる場合

標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。

なお、摘要欄に「お客さま番号再使用」と赤書きすること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

(ウ) 「給水装置設計・施工基準24設計図及び完成図の作成方法」により作成する（エ）設置調書

(エ) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書」と記入して提出すること。

(オ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

(カ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（総括方式）を赤書きで記入すること。

(キ) 右上給水方式欄の「特例直圧給水」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

15 給水管更生工事に関する取扱い

給水管更生工事（以下「更生工事」という。）とは、給水管内面に発生した錆が原因となって、赤水や出水不良をきたしている給水管を、布設したままの状態です錆を除去（クリーニング）し、防錆をかねた樹脂系塗料を管内面に塗布（ライニング）することによって、新たな錆の発生を防止し、赤水や出水不良の解消を図る工事である。本来、著しく経年劣化している給水管は取替することが望ましいが、配管状況等により給水管の取替が困難な場合に行う、暫定的な延命対策である。給水装置及び市のメータが設置された受水タンク以下装置の更生工事を施工する場合の取扱いは次のとおりとする。

15.1 要件

- （１）対象となる給水管が、金属製（鋼管、ライニング鋼管、鋳鉄管等）であること。
なお、水道メータ及び伸縮部分を有する配管・給水用具を除く。
- （２）指定事業者が配管等の事前調査を行い、施工可能と判断したものであること。
- （３）更生工事の施工者は、市の作成する「更生工法・使用塗料一覧（施行者名簿）」に登録されているもの（以下「更生工事施工者」という。）とする。

15.2 給水装置（直結方式）の事務手続等

工事に係る手続き等は、給水装置の改造工事として取り扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び「本節14特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によるほか、次による。

15.2.1 設計審査等

（１）審査内容

上記「15.1 要件」に適合することを確認する。

（２）提出書類及び記入方法

ア「給水装置工事申請申込書」（以下「工事申請申込書」という。）

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

（ア）工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 17 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

（イ）管理人の変更を行う場合は、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」（以下「指定事業者調書」という。）

摘要欄の「更生工事」にチェック、 施工範囲・工法、 施行予定年月日、一時工事用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。（記入例：一時工事用メータ有（1 件）○○○○○○○）

また、総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、標題「指定給水装置工事事業者工事調書」の下部余白に「兼増圧給水設備（又は特例直圧給水、三階までの例外）以下メータ設置改造調書」と記入して提出すること。

ウ 増圧給水設備以下、特例直圧給水、三階までの例外メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書ただし、一時工事用メータを総括親メータ上流側で支分栓として設置する場合は、「本節25.3 工事用その他一時使用を目的とした工事の申込み」によること。

（ア）総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「改造」を ○ で囲み、提出すること（以下「改造承認申請書」という。）。

(イ) 総括子メータとして、一時工事用メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」を○で囲み、摘要欄に赤色で「一時工事用水」と記入して(ア)とは別に提出すること(以下「新設承認申請書」という。)

エ 「給水装置更生工事施行条件承諾書」(以下「条件承諾書」という。)必要事項の記入をして提出すること。
なお、市から条件承諾書の写しが手交されるので、申請者へ渡すこと。

オ 「給水管更生工事施行状況報告書」(以下「施行状況報告書」という。)必要事項を記入して提出すること。

カ 「施工計画書・工程表等」
必要に応じて工程等が確認できる書類を提出すること。

キ 「設計図」

(ア) 配管替を伴わない工事で、かつ、既設の逆止弁を再使用する場合、設計図は不要とするが、仮設給水設備配管図を作成して提出すること。

- ・「配管替を伴わない工事」には、給水管を一部切断し、復元時に管種、口径を変更しないものを含む。
- ・「既設の逆止弁を再使用する場合」には、既設の逆止弁を撤去し、当初位置から0.5m以内に新設する場合を含む。

(イ) 配管替を伴うものは、「給水装置設計・施工基準 24 設計図及び完成図の作成方法」によるとともに、次により設計図を作成すること。

a 配管部分：一般の改造工事と同様

b 更生工事部分：赤色の実線とし、管種記号は「EL：エポキシライニング」＋管種とする(例：「EL」GP、「EL」VLP-B等)。

(ウ) 仮設給水設備配管図は、概略図でも可とするが、管路、管種、口径、器具及びメータ等を記載すること。

また、仮設給水設備を仮設の受水タンク以下装置とする場合、受水タンク以下の仮設配管についても記載すること。

(3) 設計審査手数料

「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び「本節 14 特例直圧給水(試験施工)の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による改造工事として、給水条例第33条(4)に規定する審査手数料を納入すること。

15.2.2 施工上の注意点

施工に当たっては、メータ先(親メータ先)の施工箇所を切り離すことを原則とする。

また、伸縮部分を有する配管・給水用具が含まないことを確認し、含まれる場合は、配管・給水用具の交換を行う等の機能回復をおこなうこと。

(1) 逆止弁の設置

「本節 15.2.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認」の後、更生工事を行った給水装置（以下「更生給水管」という。）を経由して給水するに当たっては、施工箇所の上流側に逆止弁を設置すること。ただし、施工箇所が、既設逆止弁（増圧給水設備内の減圧式逆流防止器を含む）下流側の場合は不要とする。

(2) 仮設給水設備の配管構造等

ア 仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、水道法施行令第6条及び市の施工基準に適合すること。

イ 仮設給水設備を仮設の受水タンク以下装置とする場合の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

ウ 仮設給水設備より一時工事用水を新設する場合、分岐直近部に逆止弁を設置すること。

ただし、仮設給水設備が仮設受水タンク以下装置の場合は省略できることとする。

15.2.3 一時工事用メータの設置等

更生工事に使用する工事用水については、増圧給水設備以下等に設置した子メータの下流側から引用することを原則とし、次の（1）から（2）の順に検討すること。

なお、本件の一時工事用水については、新設・撤去の承認後（決定後）であれば、新設メータの設置を認める。

また、総括親メータ上流側で支分栓として一時工事用メータ設置する場合のうち、仮設受水タンク等を設置しない場合の給水階高は、原則として三階までとなるので注意すること。

- (1) 仮設給水設備には、既設子メータを戸別に設置し、工事用水の子メータを新たに取付けること。
- (2) 上記(1)の設置方法が不可能な場合は、各戸及び工事用水を一括計量する子メータを新たに取付けること。

なお、既設子メータの使用中止手続要否については申込者と調整を行い、必用に応じて手続きを行うこと。

15.2.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認

更生給水管の状態確認ができる書類及び水質試験の結果が分かる書類等を提出し、次の

- (1) から (4) の確認を受けるまで更生給水管を経由して給水してはならない。

ただし、仮設受水タンクの下流側に更生給水管を接続する場合を除く。

なお、水質試験の結果等に異常がある場合は、クリーニング作業から再施工するか、新設配管に取替える等の措置が必要となる。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）のSa2 1/2以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

- ア 塗料は JWWA K143 又は JWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。
- イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。
- ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧 1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。
- エ 硬度が、鉛筆硬度 H 以上であること。

(3) 浸出等に関する基準の確認

塗膜状態の確認後、仮設給水設備の蛇口を用いて更生給水管を試験通水し、水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、更生給水管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行うこと。

試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸出基準」という。）を満足していることを確認すること。

「参考」

二液性エポキシ樹脂の試験項目

（有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン）

(4) 耐圧の確認

試験水压 0.75MPa とし、1 分間水压を加えた後、漏水の無いことを確認すること。

15.2.5 通水後の確認

更生給水管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素 (0.1mg/ℓ 以上) が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

15.2.6 工事検査等

(1) 提出書類及び記入方法

- ア「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」余白に赤色で「更生工事」と記入すること。
- イ「完成図」

(ア) 配管替を伴う場合は、「本節 15.2.1 (2) キ (イ)」により完成図を作成し、2 部提出すること。

なお、配管替を伴わない場合、完成図の提出は不要とする。

(イ) 逆止弁を新設した場合は、(親)メータから逆止弁設置位置までを図示し、逆止弁下流側は省略してもよい。

ウ 「水道使用中止届（中止連絡票）」

「本節 15.2.3 一時工事用メータの設置等（1）及び（2）」により工事用水にメータを設置した場合は、工事完了後、市料金窓口中止連絡票の提出及びメータを返納すること。

(2) 現場検査

市は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メータ設置状況等について現場検査を行う。

(3) 工事検査手数料

「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、
「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び
「本節 14 特直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による改造工事として、給水条例第33条(5)に規定する検査手数料を納入すること。

15.3 市のメータが設置された受水タンク以下装置の事務処理等

工事に係る手続等きは、受水タンク以下装置の改造工事として取り扱い、「本節 12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」によるほか、次による。

なお、市のメータが設置されていない受水タンク以下装置についての届出は不要とする。

15.3.1 設計審査等

(1) 審査内容

「本節 15.2.1 (1) 審査内容」によること。

(2) 提出書類及び記入法方法

ア 「受水タンク以下装置メータ設置改造調書」（以下「タンク以下改造調書」という。）

「指定給水装置工事事業者工事調書」を用い、その標題を抹消し「受水タンク以下装置メータ設置改造調書」と記入して提出すること。

また、摘要欄に「更生工事」の字句、 施工範囲・工法、 施行予定年月日、一時工事用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。

イ 「受水タンク以下装置メータ設置改造承認申請書」（以下「タンク以下改造調書」という。）

なお、受水タンク以下装置の子メータとして、一時工事用メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」を○で囲み、摘要欄に赤色で「一時工事用水」と記入してタンク以下改造調書とは別に提出すること。（以下「タンク以下新設・撤去承認申請書」という。）

ウ 「施行状況報告書」

「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

- エ 「施工計画書・工程表等」
「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。
- オ 「設計図」
「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

15.3.2 施工上の注意点

- (1) 逆止弁の設置
受水タンク以下装置の場合は不要とする。
- (2) 仮設給水設備の配管構造等
仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

15.3.3 一時工事用メータの設置等

- 「本節 15.2.3 一時工事用メータの設置等」による。
- ただし、文中「増圧給水設備以下等」とあるのは、「受水タンク以下装置」と読み替えるものとする。

15.3.4 工事完了後の確認

- 更生工事を行った配管の状態を次の(1)及び(2)により確認すること。
- なお、水質試験及び耐圧検査は指定事業者の責任により実施、確認することとし、結果の報告は不要とする。
- (1) クリーニング後の状態確認
 - ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）
管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）の Sa2 1/2 以上であること。
 - イ ライニング鋼管
錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。
- (2) 塗料及び塗膜状態の確認
 - ア 塗料は JWWA K143 又は JWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。
 - イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。
 - ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧 1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。
 - エ エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

15.3.5 通水後の確認

- 更生工事を行った配管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素（0.1mg/ℓ 以上）が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

15.3.6 工事完成後の調査等

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「更生工事を行った配管の状態確認ができる書類」

イ 「完成図」

「本節 15.2.6 (1) 提出書類及び記入方法」による。

ウ 「水道使用中止届」

「本節 15.3.3 一時工事用メータの設置等」により工事用水にメータを設置した場合は、工事完了後、市料金窓口中止連絡票の提出及びメータを返納すること。

(2) 現場の調査

市は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メータ設置状況等について調査を行う。

16 住宅用スプリンクラーに関する取扱い

住宅用スプリンクラーを給水装置又は市のメータが設置された受水タンク以下装置の一部として施行する場合の取扱いは次のとおりとする。

16.1 設計調整

住宅用スプリンクラー設置に当たって設計・施行前に、製造メーカー又は各消防署の予防課予防係と十分な打合せを行うこと。

16.2 提出書類及び記入方法

(1) 「本節 6 設計審査及び工事検査」により提出する「指定給水装置工事事業者工事調書」(又は「本節12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」により提出する「受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造)調書」の摘要欄に、「本節16.1 設計調整」により、打合せを行った製造メーカーの担当者又は消防設備士名(免状の種類及び指定区分が甲種一類に限る。)を記入して提出すること。

なお、集合住宅等で、住宅用スプリンクラーを設置する装置が複数あり、所有者も複数いる場合には、「給水装置工事申請申込書」裏面の c から d 欄に記載し提出すること。

16.3 施工者

施工については、製造メーカー又は消防設備士の指導のもとに実施すること。

16.4 その他

注意事項及び配管構造等については、「給水装置設計・施行基準 18.7 住宅用スプリンクラーの取扱い」によること。

17 私設メータ設置に関する取扱い

私設メータを給水装置又は受水タンク以下装置の一部として市メータ先に設置する場合の取扱いは次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

（1）工事の施行者

設置に係る工事は、指定事業者施行とする。

（2）工事の費用負担

設置者等の負担とする。

（3）設置個数

設置は必要最低限の個数とすること。

（4）私設メータの表示

市メータと容易に判別できるようアクリル板等の表裏に「私設メータ」と書いた表示板を作成し、私設メータの本体に取り付けること。

また、市メータのふた部分に表示されている「武蔵野市の市章」又はこれと混同しやすい表示を行っている私設メータの使用を避けること。

（5）設計図及び完成図への記載

私設メータは、市メータと同じ表示記号で記載し、引き出し線を用いて「私設メータ」と付記すること。

18 給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い

水道水の水質保全及び水質責任範囲を明確にするため、活水器及び浄水器等（以下「活水器等」という。）の設置及び維持管理に関する取扱いは、次のとおりとする。また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

18.1 維持管理

（1）市の水質責任範囲は、活水器等の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己責任とする。

（2）市が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。

18.2 その他

配管構造等については、「給水装置設計・施工18.4 活水器の取扱い」及び「18.6 浄水器の取扱い」によること。

19 給水補助加圧装置に関する取扱い

給水補助加圧装置の設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者(施工主)及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

19.1 設置条件

- (1) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。
- (2) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。
- (3) 給水補助加圧装置の一次側に止水栓を設置すること。
- (4) 原則として単独給水管に設置すること。

ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ、他の使用者すべての同意が得られた場合にはこの限りではない。

19.2 その他

- (1) 必要に応じて流量計算書を提出すること。
- (2) 耐圧試験は、給水補助加圧装置をはずした状態で実施すること。
- (3) 日本水道協会の認証付帯条件及び配管構造等については、「給水装置設計・施工基準 18.3 給水補助加圧装置の取扱い」による。

20 水道直結型太陽熱利用給湯システムの取扱い

給水装置に水道直結型太陽熱利用給湯システム（以下「システム」という。）を設置及び維持管理に関しての取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者(施工主)及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

20.1 設置条件

- (1) 設置する給水器具・ユニット等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものを設置すること。
- (2) システムの上流側に、逆止弁を設置すること。
なお、「補給水用」として貯湯タンク下流側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を仕様書等により確認の上設置し、バイパス配管分岐部の上流側（水道メータ側）に設置すること。
- (3) メータ下流側直近に水質検査用の直結水栓を設置すること。
ただし、一戸建ての直圧直結給水方式又は集合住宅等の増圧直結給水方式等において直結共用栓等が設置される場合は、省略できる。
- (4) システムを通過した湯（水）は、水質が変化する恐れがあるため市が行う水質検査の対象とならないことを設置者及び水道使用者等に周知すること。
なお、システムを設置した場合、市の水質管理責任範囲は、「給水装置設計・施工基準 18 特殊器具の設置に関する取扱い」及び「18.2 太陽熱温水器の取扱い」による。

- (5) 集合住宅等、住居用の各戸に子メータが設置される建物は、システムへの給水用に共用の給湯用子メータを1個設置することができる。ただし、システムへの給水用に共用の給湯用子メータを設置する場合は、各戸の水道料金の他にシステムで使用する共用の水道料金が発生することを設置者及び水道使用者等が承諾しなければ子メータを設置することが出来ない。

また、給湯用子メータの設置は、「給水装置設計・施工基準15.2.4 各戸メータ設置条件」により、容易に検針・引換が出来る場所に設置すること。

なお、建物屋上は、常時施錠されている場合が多いためメータ設置環境の観点から設置不可とする

20.2 その他

- (1) 逆止弁等、給水器具の経年劣化による機能不全等を防止するため、定期的にシステムの保守・管理が必要であることを設置者及び水道使用者等に周知すること。
- (2) 設計図及び完成図への記載は、「ユニット」扱いとし、「太陽熱利用給湯システム、〇〇〇タイプ」「製造者名」「製造番号」等を付記すること。

21 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い

直結型非常用貯水槽（管）（以下「貯水槽」という。）を設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

21.1 設置条件

- (1) 貯水槽及び付属する給水器具等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものであること。
- (2) 設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。
- ただし、貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。
- (3) 市の水質管理範囲は器具の一次側までとする。また、器具の一次側に水質確認用の水栓を設けること。器具の一次側が集合住宅の親メータにより、総括方式となる場合は、手前に水質確認用のメータを設けたうえで水栓を設けること。
- (4) 原則、特例直圧給水方式、3階までの例外方式での設置は不可とする。また、貯水槽方式との併用も不可とする。
- (5) 貯水槽に「災害時用」、「非常時用」等の表示をおこなうこと。
- (6) 器具に点検口を設ける場合は、施錠等を行い緊急時以外開閉できないような構造とすること。

21.2 その他

- (1) 設置箇所以降の使用水量が貯水槽に停滞を生じさせないよう十分な水量であることを確認できる計算書等を必要に応じて提出すること。
- (2) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。
- (3) メーカー等と連携し、使用者に対して非常時の使用方法や管理方法等を周知すること。
- (4) 塗装は鋼製の器具のみとし、塗料はJWWA K135又はJWAA K157に適合した塗料を使用していること。
- (5) 器具の保守点検、清掃、消毒、再塗装、取替え、補修等を行う場合は、指定給水装置工事事業者が行い、必要に応じて、施工後に構造成質基準の性能が満たされていること。
- (6) 集合住宅等の親メータ先に設置し、総括方式となる場合は、器具に付帯する給水栓の有無に関わらず、「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」を提出すること。
- (7) 設計図及び完成図への記載は、「給水装置設計・施工基準24 設計図及び完成図の作成方法」を参照すること。

22 ドライ型ミスト装置の設置に関する取扱い

ドライ型ミスト装置の種類・構成及び設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

22.1 種類

ドライ型ミスト装置には、給水装置の適用を受ける常設型（以下「常設型」という。）と給水装置の適用を受けない移動型（以下「移動型」という。）がある。

一般的には暑熱対応設備として限られた期間に使用されるもののため、移動型での設置が主なものとなる。

22.2 設置条件

（１）ドライ型ミスト装置は、使用目的や設置場所及び使用するミストノズルのサイズや設置数量に応じた加圧ポンプの選択が必要となるため、適切なものを設置すること。

（２）常設型で設置する場合は、加圧ポンプユニットの上流側に逆止弁を設置すること。

ただし、加圧ポンプユニット本体が逆流防止性能を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

また、不使用期間が長期に亘ることが想定されるため、水質確保のため排水等のメンテナンスを適切に行うこと。

22.3 その他

（１）配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準」による。

（２）設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記し、ミストポンプユニットまでの配管を記載すること。

23 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い

大規模震災等により市から水の供給ができない場合、受水タンク及び高置タンク内の水を有効活用するために設置する給水栓（以下「非常用給水栓」という。）の設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

23.1 申請対象

タンク以下装置に市の子メータが設置されているマンション等を対象とする。

なお、市の子メータが設置されていない場合は、所有者等の責任において設置することとし、申請（届出）は不要とする。

23.2 申請手続

（１）申請場所

市水道部

（２）提出書類及び記入方法

ア 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書に必要事項にの記入をして提出すること。

イ 給水栓の設置及び措置状況が判る写真（カラーコピーも可とする）

23.3 誓約事項の遵守

設置に当たっては、市に提出する「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。

【誓約事項】

- ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。
- ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ⑥ 武蔵野市給水条例第41条に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。
- ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。

24 直結型循環式給湯システム設置に関する取扱い

直結型循環式給湯システム（以下「循環式給湯システム」という。）を設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

24.1 設置条件

- （1）設置する給水器具・ユニット等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものを設置すること。
- （2）循環式給湯システムの一次側に逆止弁を設置すること。
なお、「循環用」として循環式給湯システム上流側の給水管にバイパス管を連結する場合は、バイパス管分岐点の上流部に逆止弁を設置すること。
- （3）メータ下流側直近に水質検査用の直結水栓を設置すること。
ただし、集合住宅等の増圧直結給水方式等において直結共用栓等が設置される場合は、省略できる。
- （4）システムを通過した湯（水）は、水質が変化する恐れがあるため市が行う水質検査の対象とならないことを設置者及び水道使用者等に周知すること。
なお、市の水質管理責任範囲は、上記（2）で設置する逆止弁上流側の直結部分のみとする。

24.2 その他

- (1) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。
- (2) 設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記すること。

25 その他の取扱い

25.1 施工閉栓扱いメータの取付け

メータは、給水装置又は受水タンク以下装置の工事完了後、当該装置の構造・材質等が基準に適合していることを、市が現場検査（受水タンク以下装置の場合は現場調査）によって確認した後で、使用者から水道使用の申込みがあった場合に設置することが原則である。

しかし、市では使用者等の利便性を考慮して、当該装置工事の完成図審査終了時において、2箇月以内に水道を使用することが明らかなもので、メータ取付けの希望があった場合は、直結の共用栓メータを除き「施工閉栓扱い（水道を使用中止の状態）」として例外的にメータ取付けを認めている。

指定事業者は、この取扱いによるメータ取付けを工事注文者等から依頼された場合は、2箇月以内に水道を使用することの確認を得た上で、当該給水装置又は受水タンク以下装置工事の完成図審査終了後、市水道部の受付担当者にその旨申し入れること。

25.2 給水条例第36条の(2)に定める確認の申込み

市から給水装置の適正な措置を受けていない対象設備にそのまま給水することは、水道の管理に支障が生じるおそれがあるため、市は水道法第16条の2第3号の規定に基づき、給水を拒否せざるを得ないこととなる。

しかし、承認を得なかった等の理由だけで、永久に給水を拒否することは、水道法の趣旨に反することとなるため、市では当該給水装置の所有者等から給水を受けたい旨の申込みがあった場合は、当該装置が水質汚染や出水不良等の悪影響がないこと等、水道の管理に支障がないことを確認した後、給水を承認することとしている。

(1) 対象設備

ア 給水条例第4条第1項の承認を受けずに設置した給水装置であるため、給水申し込みを承認されないものが、当該給水装置を使用して給水を受けようとするとき

イ 給水条例第4条第1項に規定する承認を要する口径変更工事を、承認を受けずに行った者が、引き続き当該給水装置を使用して給水を受けようとするとき

ウ 指定事業者以外の者が施行したものであるとき

エ 残存給水管を給水装置として使用し、給水を受けようとするとき（残存給水管使用申し込みがあったとき、残存給水管は申込者の所有として扱う）

オ 次の既設設備を給水装置として使用し、給水を受けようとするとき

ただし、切替工事を指定事業者において施行するときは、新設工事として申請すること。

(ア) 井水設備

(イ) 専用水道設備

(ウ) 受水タンク以下設備

(2) 確認の申し込み方法

ア 「6.2.1設計審査の申込方法」による

イ 申込者は、給水条例第33条(7)に定める手数料を納入すること。

ウ 確認は、市が申込者と相談して日時を決定し、申込者立会いの下に当該装置が給水装置としての要件を満たしていることを確認する。

なお、現場確認のため掘削等を要する場合は、申込者が掘削すること。

(3) 工事施行承認及び工事完了届の省略

市が確認したものは、給水装置工事の施行承認及び工事完了の手続きを必要としない。

25.3 工事用その他一時使用を目的とした工事の申込み

ビル工事等のため、一時的に使用する目的で給水装置工事を行う場合、その使用予定期間が1年以内のものについては、新設工事の申し込みと同時に撤去工事申し込みを行わなければならない。

このような工事を施工する場合は、注文者に説明し、了解を得るとともに、申し込みに当たっては市水道部の受付担当者へ、工事の内容及び使用予定期間等を説明すること。

ただし、次の(1)から(3)による場合はこの取扱いから除外する。

(1) 建物等の工事完成後に、その給水装置工事を改造し、使用形態を変更して使用することが明確な場合

(2) 申込者が官公庁の場合

(3) ビル建築現場など比較的大規模な工事で、料金の支払及び給水装置の管理上、支障がないと認められる場合

25.4 共用給水装置工事の申込み

屋外に設置した一つの給水栓を、複数の水道使用者が共同で使用する場合、これを共用給水装置（共用栓）と呼んでいる。

共用給水装置に関する工事の申込方法は、一般の給水装置工事と同様である。

なお、工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」の余白に「共用栓」と記入示すること。

25.5 給水装置の共有

給水装置を複数の者が一定の持ち分に応じ共同で所有する場合（これを「給水装置の共有」という。）は、給水条例第17条の規定により、当該給水装置の管理人を選定し、市に届け出なければならない。

このため、指定事業者は共有関係にある給水装置の新設工事等を行った場合、注文者に（１）から（３）により届け出るよう説明すること。

（１）共有関係の形態

共有給水装置の形態としては次のようなものがある。

- ア 分譲マンション等で、受水タンク以下装置等が個々に所有されている場合の給水装置（直結部分）の共有部分
- イ 財産相続の場合で、相続人が多数ある家屋に設置されている給水装置
- ウ １棟の建物を改造区分し、各区分ごとの家屋所有者が異なり、給水管部分について共有としたもの
- エ 分譲地等で、当初布設した給水管（「幹栓」という。）から支分引用（注１）したもので、幹栓を全員の共有とする場合

（２）管理人の選定

組合契約による場合などは、共有者全員の意志又は団体の意志として代表者を通じて行われるので、この代表者が管理人となるが、それ以外の場合は共有者全員で互選し、管理人を選定すること（注２）。

（３）届出方法

「給水装置関係各種届出書」を使用し、代表者が定められている場合（「代表者制度」という。）と、それ以外の場合（「管理人制度」という。）の各取扱いに基づいて取扱事業所に届け出ること。

ア 代表者制度によるもの

（ア）記入方法

a 届出区分

該当する届出区分にチェックを記入し、「管理人選定、共有者名義」の字句を２本線で抹消し、「代表者」として記入すること。

b 所在地（共通事項）

届け出る給水装置の所在地を記入する。

c 所有者名義変更・共有管理人

「所有者名義変更」の文言を抹消し、「管理人」の字句を「代表者」に訂正し、その者の氏名を記入すること。

d 共有者

共有者氏名の記入は必要としない。

e 備考

「代表者制度」と記入する。

（イ）組合契約書又は組合定款などを提示し、取扱事業所担当者の確認を得ること。

（ウ）工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」余白及び「指定給水装置工事事業者工事調書」の摘要欄に、幹栓を共有する場合は「幹栓共有管」、装置全部を共有する場合は「共有給水装置」と赤書きすること。

イ 管理人制度によるもの

(ア) 記入方法

a 届出区分

該当する届出区分にチェックをし、管理人選定及び共有者名義の字句を○で囲むこと。

b 所在地（共通事項）

届け出る給水装置の所在地を記入する。

c 所有者名義変更・共有管理人

「所有者名義変更」の文言を抹消し、管理人欄を記入すること。

d 共有者氏名

共有者全員の氏名を記入すること。

共有者が多数で記入できない場合は、「給水装置関係各種届出書」の表面下部「共有者氏名記入欄」を使用すること。

e 備考

「管理人制度」と記入する。

(イ) 工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」余白及び「指定給水装置工事業業者工事調書」の摘要欄に、幹栓を共有する場合は「幹栓共有管」、装置全部を共有する場合は「共有給水装置」と赤書きすること。

(注1) 支分引用とは、既設の給水管から新たに給水管を分岐し、給水を受けることをいう。

(注2) ここにいう管理人とは、給水装置の管理、運用における共有者全員の権利義務についての代理権を有するものではなく、市が給水の適正を保持するための給水装置の管理及び事務処理上必要であるとして設定した者である。

したがって、共有装置（給水管）から支分引用させる場合は、管理人だけではなく、共有者全員の承認を必要とする。

管理人が行うべきものは、共有装置についての届出及びこれの管理である。

25.6 指定事業者の倒産などに伴う未完成工事の取扱い

市へ設計審査等を申し込んだ指定事業者（以下「前任の指定事業者」という。）が、施工中途中で倒産等したため、その工事を引き続き他の指定事業者（以下「新任の指定事業者」という。）が施行するときは、次により必要な手続を行うこと。

(1) 工事に着手し、完成していないもの

新任の指定事業者は、完成していない部分の工事着手前に、工事申込みに必要な書類を提出し、工事完成後、完成図2部を添えて工事検査の申込みを行うこと。

ただし、設計審査及び設計審査手数料は不要とする。

なお、完成図は前任の指定事業者が施行した部分も含めて記載し、前任の指定事業者の施行部分は、引っかけ線又は引き出し線で「ここまで前任の指定事業者が施行」等と付記し、施行箇所を明記すること。

(2) 工事に着手していないもの

前任の指定事業者が申し込んだ工事の取消しを注文者（申込者又は施工主）が「取消届」により行った後、新任の指定事業者が改めて通常の取扱いにより工事の申込手続を行うこと。

① 工事検査は、新任の指定事業者が施行した部分のみについて行われ、前任の指定事業者が施行した部分については、給水条例第35条に基づく検査を行う。